

資料 1

令和 4 年 壱岐市議会定例会 3 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

## 目 次

### 議案第 6 号関係

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 議案第 7 号関係

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

### 議案第 8 号関係

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表

【第 1 条関係】 壱岐市職員の給与に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

【第 2 条関係】 壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

### 議案第 1 0 号関係

壱岐市国民健康保険税条例新旧対照表・・ 5

### 議案第 1 2 号関係

壱岐市文化財展示施設条例新旧対照表・・ 1 8

### 議案第 1 3 号関係

壱岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1

吉岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略)                      (期末手当)                      第7条 (略)                      2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。                      (1)～(4) (略)                       以下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略)                      (期末手当)                      第7条 (略)                      2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(前項後段の規定の適用を受ける者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在)において議員が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前、6月以内の期間内におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。                      (1)～(4) (略)                       以下 (略)</p>	

壱岐市長、副市長及び教育長の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 市長、副市長及び教育長に対して支給する手当は、通勤手当及び期末手当とする。</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）第30条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条及び第2条 (略) (手当)</p> <p>第3条 市長、副市長及び教育長に対して支給する手当は、通勤手当及び期末手当とする。</p> <p>2 前項の期末手当の額は、一般職の職員の例による。この場合において、期末手当基礎額は、給料の月額に、その額に100分の15を乗じて得た額を加算した額とし、壱岐市職員の給与に関する条例（平成16年壱岐市条例第41号）第30条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例【第1条関係】

壱岐市職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第29条まで (略) (期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月未満 100分の80 (3) 3月以上5月未満 100分の60 (4) 3月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第29条まで (略) (期末手当)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 100分の100 (2) 5月以上6月未満 100分の80 (3) 3月以上5月未満 100分の60 (4) 3月未満 100分の30</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市職員の給与に関する条例及び壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例【第2条関係】

壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第6条まで (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第3条及び第29条第1項及び第30条第2項の規定の適用については、給与条例第3条中「、期末手当」とあるのは「、特定任期付職員業績手当、期末手当」と、給与条例第29条第1項中「以下「管理職員」とあるのは「壱岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第30条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>以下 (略)</p>	

壱岐市国民健康保険税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条及び第2条 (略)                      (国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 (略)                      (国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第4条 (略)                      (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。<u>次号、第7条の2及び第23条において同じ。</u>)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。<u>第3号、第7条の2及び第23条において同じ。</u>)以外の世帯                      22,300円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割)</p>	<p>第1条及び第2条 (略)                      (国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の所得割額)</p> <p>第3条 (略)                      (国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額)</p> <p>第4条 (略)                      (国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。))と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。<u>次号、第7条の2及び第23条第1項において同じ。</u>)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。))をいう。<u>第3号、第7条の2及び同項において同じ。</u>)以外の世帯                      22,300円</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割)</p>	

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.96を乗じて算定する。

第7条から第12条まで (略)

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 (略)

第14条から第22条まで (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 (略)

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の2.96を乗じて算定する。

第7条から第12条まで (略)

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第13条 国民健康保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第23条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 (略)

第14条から第22条まで (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 (略)

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に

者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 15,750円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,610円

(2) 特定世帯 7,805円

(3) 特定継続世帯 11,707円

ウ～カ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,250円

限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 15,750円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,610円

(2) 特定世帯 7,805円

(3) 特定継続世帯 11,707円

ウ～カ (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 11,250円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11, 150円
- (2) 特定世帯 5, 575円
- (3) 特定継続世帯 8, 362円

ウ～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4, 500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 460円
- (2) 特定世帯 2, 230円
- (3) 特定継続世帯 3, 345円

ウ～カ (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11, 150円
- (2) 特定世帯 5, 575円
- (3) 特定継続世帯 8, 362円

ウ～カ (略)

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 4, 500円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 460円
- (2) 特定世帯 2, 230円
- (3) 特定継続世帯 3, 345円

ウ～カ (略)

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学

児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 375円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5, 625円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9, 000円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11, 250円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1, 230円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2, 050円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3, 280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 100円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。

第24条から第27条まで （略）

#### 附 則

1～6 （略）

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

第24条から第27条まで （略）

#### 附 則

1～6 （略）

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の

適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附

規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並び

則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 （略）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定

に法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

10 （略）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に

する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2

規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314

第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所

条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 14 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所

得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法

得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の

第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

17 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

以下（略）

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

以下（略）

壱岐市文化財展示施設条例 新旧対照表

現行	改正案	備考																				
<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 文化財施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 419 1050 1038"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>“彫刻家” 小金丸幾久記念館 (以下「小金丸記念館」とい う。)</td> <td>壱岐市郷ノ浦町本村触468 番地1</td> </tr> <tr> <td>壱岐風土記の丘 (以下「風土記の丘」とい う。)</td> <td>壱岐市勝本町布気触324番 地</td> </tr> <tr> <td>“電力の鬼” 松永安左エ門記 念館 (以下「松永記念館」とい う。)</td> <td>壱岐市石田町印通寺浦360 番地</td> </tr> <tr> <td>ふるさと資料館 (以下「資料館」という。)</td> <td>壱岐市石田町印通寺浦359 番地3</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	“彫刻家” 小金丸幾久記念館 (以下「小金丸記念館」とい う。)	壱岐市郷ノ浦町本村触468 番地1	壱岐風土記の丘 (以下「風土記の丘」とい う。)	壱岐市勝本町布気触324番 地	“電力の鬼” 松永安左エ門記 念館 (以下「松永記念館」とい う。)	壱岐市石田町印通寺浦360 番地	ふるさと資料館 (以下「資料館」という。)	壱岐市石田町印通寺浦359 番地3	<p>第1条 (略) (名称及び位置)</p> <p>第2条 文化財施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1117 419 1971 1038"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>壱岐風土記の丘 (以下「風土記の丘」とい う。)</td> <td>壱岐市勝本町布気触324番 地</td> </tr> <tr> <td>“電力の鬼” 松永安左エ門記 念館 (以下「松永記念館」とい う。)</td> <td>壱岐市石田町印通寺浦360 番地</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置			壱岐風土記の丘 (以下「風土記の丘」とい う。)	壱岐市勝本町布気触324番 地	“電力の鬼” 松永安左エ門記 念館 (以下「松永記念館」とい う。)	壱岐市石田町印通寺浦360 番地			
名称	位置																					
“彫刻家” 小金丸幾久記念館 (以下「小金丸記念館」とい う。)	壱岐市郷ノ浦町本村触468 番地1																					
壱岐風土記の丘 (以下「風土記の丘」とい う。)	壱岐市勝本町布気触324番 地																					
“電力の鬼” 松永安左エ門記 念館 (以下「松永記念館」とい う。)	壱岐市石田町印通寺浦360 番地																					
ふるさと資料館 (以下「資料館」という。)	壱岐市石田町印通寺浦359 番地3																					
名称	位置																					
壱岐風土記の丘 (以下「風土記の丘」とい う。)	壱岐市勝本町布気触324番 地																					
“電力の鬼” 松永安左エ門記 念館 (以下「松永記念館」とい う。)	壱岐市石田町印通寺浦360 番地																					
<p>第3条から第5条まで (略) (利用時間及び休館日)</p> <p>第6条 文化財施設の利用時間及び休館日は、次に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="197 1225 1050 1463"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>利用時間</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小金丸記念館</td> <td>午前9時から午後 5時まで(入館は 午後4時30分ま で)</td> <td>毎週水曜日 年末年始(12月 28日から1月5 日まで)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	利用時間	休館日	小金丸記念館	午前9時から午後 5時まで(入館は 午後4時30分ま で)	毎週水曜日 年末年始(12月 28日から1月5 日まで)	<p>第3条から第5条まで (略) (利用時間及び休館日)</p> <p>第6条 文化財施設の利用時間及び休館日は、次に定めるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1117 1225 1971 1463"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>利用時間</th> <th>休館日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	利用時間	休館日												
名称	利用時間	休館日																				
小金丸記念館	午前9時から午後 5時まで(入館は 午後4時30分ま で)	毎週水曜日 年末年始(12月 28日から1月5 日まで)																				
名称	利用時間	休館日																				

風土記の丘	午前9時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）	毎週月曜日 年末年始（12月29日から1月3日まで）
松永記念館	午前9時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）	毎週水曜日 年末年始（12月29日から1月3日まで）
資料館	午前9時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）	毎週水曜日 年末年始（12月29日から1月3日まで）

2 (略)

(入館料)

第7条 文化財施設に入館しようとする者は、次に定める入館料を入館の際に納付しなければならない。

名称	入館料
小金丸記念館	無料
風土記の丘	高校生以上100円、小・中学生50円
松永記念館	高校生以上100円、小・中学生50円
資料館	松永記念館入館料に含む。

2～4 (略)

第8条 (略)

(使用料)

第9条 施設の使用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に定める使用料を前納しなければならない。

風土記の丘	午前9時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）	毎週月曜日 年末年始（12月29日から1月3日まで）
松永記念館	午前9時から午後5時まで（入館は午後4時30分まで）	毎週水曜日 年末年始（12月29日から1月3日まで）

2 (略)

(入館料)

第7条 文化財施設に入館しようとする者は、次に定める入館料を入館の際に納付しなければならない。

名称	入館料
風土記の丘	高校生以上100円、小・中学生50円
松永記念館	高校生以上100円、小・中学生50円

2～4 (略)

第8条 (略)

施設	金額	備考
小金丸記念館2階	1日につき 1,010円	入館料、受講料等を徴収する場合の使用料は、本表に掲げる額の1割増しとする。
第10条 (略)		第9条 (略)
第11条 (略)		第10条 (略)
第12条 (略)		第11条 (略)
第13条 (略)		第12条 (略)
以下 (略)		以下 (略)

老岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考																																																												
<p>第1条 (略) (定員) 第2条 団員の定数は、<u>1,020人</u>とする。 第3条から第11条まで (略) (報酬) 第12条 団員には、次のとおり報酬を支給する。</p>	<p>第1条 (略) (定員) 第2条 団員の定数は、<u>940人</u>とする。 第3条から第11条まで (略) (報酬) 第12条 団員の報酬は、<u>年額報酬及び出動報酬</u>とする。 2 団員には、次のとおり<u>年額報酬</u>を支給する。</p>																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団長</td><td>年額</td><td>209,000円</td></tr> <tr><td>本部副団長</td><td>年額</td><td>180,000円</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>年額</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>年額</td><td>80,000円</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>年額</td><td>69,000円</td></tr> <tr><td>小隊長</td><td>年額</td><td>58,000円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>年額</td><td>46,000円</td></tr> <tr><td>班長</td><td>年額</td><td>38,000円</td></tr> <tr><td>団員</td><td>年額</td><td><u>33,000円</u></td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	団長	年額	209,000円	本部副団長	年額	180,000円	副団長	年額	130,000円	分団長	年額	80,000円	副分団長	年額	69,000円	小隊長	年額	58,000円	部長	年額	46,000円	班長	年額	38,000円	団員	年額	<u>33,000円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>団長</td><td>年額</td><td>209,000円</td></tr> <tr><td>本部副団長</td><td>年額</td><td>180,000円</td></tr> <tr><td>副団長</td><td>年額</td><td>130,000円</td></tr> <tr><td>分団長</td><td>年額</td><td>80,000円</td></tr> <tr><td>副分団長</td><td>年額</td><td>69,000円</td></tr> <tr><td>小隊長</td><td>年額</td><td>58,000円</td></tr> <tr><td>部長</td><td>年額</td><td>46,000円</td></tr> <tr><td>班長</td><td>年額</td><td>38,000円</td></tr> <tr><td>団員</td><td>年額</td><td><u>36,500円</u></td></tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	団長	年額	209,000円	本部副団長	年額	180,000円	副団長	年額	130,000円	分団長	年額	80,000円	副分団長	年額	69,000円	小隊長	年額	58,000円	部長	年額	46,000円	班長	年額	38,000円	団員	年額	<u>36,500円</u>	
区分	単位	金額																																																												
団長	年額	209,000円																																																												
本部副団長	年額	180,000円																																																												
副団長	年額	130,000円																																																												
分団長	年額	80,000円																																																												
副分団長	年額	69,000円																																																												
小隊長	年額	58,000円																																																												
部長	年額	46,000円																																																												
班長	年額	38,000円																																																												
団員	年額	<u>33,000円</u>																																																												
区分	単位	金額																																																												
団長	年額	209,000円																																																												
本部副団長	年額	180,000円																																																												
副団長	年額	130,000円																																																												
分団長	年額	80,000円																																																												
副分団長	年額	69,000円																																																												
小隊長	年額	58,000円																																																												
部長	年額	46,000円																																																												
班長	年額	38,000円																																																												
団員	年額	<u>36,500円</u>																																																												
	<p>3 <u>団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合において</u> <u>は、次のとおり出動報酬を支給する。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>災害、警戒、行方不明者</u> <u>捜索及び立哨業務</u> <u>の場合</u></td> <td><u>1日(7時間45分)につき</u></td> <td><u>8,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	金額	<u>災害、警戒、行方不明者</u> <u>捜索及び立哨業務</u> <u>の場合</u>	<u>1日(7時間45分)につき</u>	<u>8,000円</u>																																																							
区分	単位	金額																																																												
<u>災害、警戒、行方不明者</u> <u>捜索及び立哨業務</u> <u>の場合</u>	<u>1日(7時間45分)につき</u>	<u>8,000円</u>																																																												

(手当)

第13条 団員には、次のとおり手当を支給する。

区分	単位	金額
消防ポンプ自動車技術手当	1台当たり年額	66,000円
小型動力ポンプ積載車技術手当	1台当たり年額	37,000円
可搬動力ポンプ技術手当	1台当たり年額	18,000円
ラッパ手技術手当	1人当たり年額	11,000円
出動手当	1回につき1人当たり	3,000円

以下 (略)

災害、警戒、行方不明者捜索、立哨業務、訓練等、ラッパ隊要請及び消防音楽隊要請の場合	1日未満(1回)につき	3,000円
---	-------------	--------

(手当)

第13条 団員には、次のとおり手当を支給する。

区分	単位	金額
消防ポンプ自動車技術手当	1台当たり年額	66,000円
小型動力ポンプ積載車技術手当	1台当たり年額	37,000円
可搬動力ポンプ技術手当	1台当たり年額	18,000円
ラッパ手・まとい組・消防音楽隊技術手当	1人当たり年額	11,000円

以下 (略)

## 令和3年度 2月14日専決補正予算概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 2月14日専決補正予算の概要	2
3. 繰越明許費	3



吉 岐 市



## 令和3年度各岐市各会計予算額一覧

### ○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会計名		現計予算額	2月14日専決補正予算額	補正後予算額(案)	
一般会計		25,085,506	182,927	25,268,433	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	3,793,769	3,793,769	
		診療施設勘定	50,009	50,009	
		計	3,843,778	3,843,778	
	後期高齢者医療事業特別会計		364,527		364,527
	介護保険 事業特別 会計	保険事業勘定	3,719,588		3,719,588
		介護サービス事業勘定	39,117		39,117
		計	3,758,705		3,758,705
	下水道事業特別会計		339,647		339,647
	三島航路事業特別会計		115,612		115,612
	農業機械銀行特別会計		109,486		109,486
合計		8,531,755		8,531,755	
一般会計、特別会計の合計		33,617,261	182,927	33,800,188	

### ○企業会計

(単位:千円)

会計名	内訳	現計予算額	2月14日専決補正予算額	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	724,277		724,277
	収益的支出	815,300		815,300
	資本的収入	145,318		145,318
	資本的支出	428,803		428,803

令和3年度 2月14日専決補正予算の概要

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 12 新型コロナウイルス感染症 対応事業費	新型コロナウイルス感 染拡大防止営業時間短 縮事業	403,849	182,927	586,776	17,934	164,993	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、沓岐市内へのまん延防止等重点措置区域の拡大適用を受け、長崎県知事からの営業時間短縮・酒類提供自粛の要請に応じた飲食店等に対し、協力金を支給する。 今回、営業時間短縮等の要請期間が延長されたため、延長期間分の協力金等の必要経費を追加計上する。</p> <p>●事業内容 ○要請期間 第4期：令和4年1月28日(金)～2月13日(日) 17日間</p> <p>【今回延長期間】 第5期：令和4年2月14日(月)～3月6日(日) 21日間</p> <p>○対象施設 飲食店、遊興施設</p> <p>○要請概要 ①営業時間を午後8時までに短縮 ②終日、酒類の提供を行わないこと (利用者による店内持込みを含む)</p> <p>○協力金支給額 上記要請期間の全期間で営業時間の短縮に協力した店舗に対し、店舗の事業規模(売上高)に応じて店舗ごとに支給。</p>	商工振興 課  P10～11

■一般会計・繰越明許費（詳細） 変更

（単位：千円）

款	項	事業名	変更前	変更後	増減	完了予定	変更理由
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染 拡大防止営業時間短縮協 力金	29,651	66,270	36,619	R4.6.30	まん延防止等重点措置の実施期間延長に伴い営業時間短縮要請期間も延長されたことにより、当該延長期間分の協力金を追加支給するものであり、営業時間短縮要請期間終了後に実施店舗からの申請・交付となり、協力金の一部が年度内支給困難となるため。
合 計			29,651	66,270	36,619		

令和4年壱岐市議会定例会3月会議  
令和3年度2月14日専決補正予算関係資料

## 吉崎市飲食店等営業時間短縮要請協力金（第5期）

○事業名 吉崎市飲食店等営業時間短縮要請協力金（第5期）

○事業概要 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、長崎県内へのまん延防止等重点措置の延長に伴い、長崎県知事からの飲食店等に対する営業時間短縮等の要請期間の延長がなされたため、第5期の要請期間中に要請に応じた飲食店等に対し、協力金を支給する。

○要請期間 第5期：令和4年2月14日（月）～3月6日（日） 21日間

○対象施設 飲食店（宅配・テイクアウト・イートインスペースを有する小売店を除く）、遊興施設（スナック、カラオケボックス等）

○要請内容 ①午後8時以降も営業している飲食店等に対し、営業時間を午後8時までに短縮。  
②終日、酒類の提供を行わないこと（利用者による店内持込みを含む）。

○協力金支給額 上記要請期間の全期間で営業時間の短縮に協力した店舗に対し、店舗の事業規模（売上高）に応じて店舗ごとに支給。

### ■個人事業主を含む中小企業

1日あたりの売上高 ※1	1日あたりの協力金の額
75,000円以下	30,000円
75,000円超～ 250,000円以下	1日の売上高の4割
250,000円超	100,000円

※1 1日あたりの売上高は、平成31年・令和2年・令和3年のいずれかの年の2月及び3月の売上高より算出。

※2 総支給額は1日あたりの協力金の額に21（日）を乗じた額。

### ■大企業 1日あたり上限200千円

（※1で算出する売り上げ減少額の4割、上限200千円）

○所要予算額 182,927千円

内訳 協力金 179,340千円（長崎県により算出）

事務費 3,587千円

財源 長崎県補助金 164,993千円

（長崎県新型コロナ感染拡大防止営業時間短縮協力金補助金）

地方創生臨時交付金 17,934千円

○申請受付期間 令和4年3月7日（月）～令和4年3月25日（金）まで ※消印有効  
※市役所商工振興課へ郵送での申請をお願いします。

○支給額の計算例

①飲食店で令和2年2月から3月の売上高が450万円の場合

$450万円 \div 60日 = 75,000円/日 \Rightarrow$  1日あたりの協力金支給額30,000円  
第4期支給額・・・63万円（30,000円×21日）

②飲食店で令和2年2月から3月の売上高が500万円の場合

$500万円 \div 60日 \div 83,334円/日$  ※1円未満切り上げ  
 $\Rightarrow$  1日あたりの協力金支給額34,000円（83,334円×0.4）※千円未満切り上げ  
第4期支給額・・・714,000円（34,000円×21日）

※令和2年はうるう年であるため、2月と3月の日数を60日で計算。平成31年・令和3年の同期間は59日で計算。

○第1～3期と第5期の比較

第1～3期

1日あたりの売上高	1日あたりの協力金の額
83,333円以下	25,000円
83,333円超～ 250,000円以下	1日の売上高の3割
250,000円超	75,000円

※ 第1～3期・・・令和2年8月10日～9月12日



第5期

1日あたりの売上高	1日あたりの協力金の額
75,000円以下	30,000円
75,000円超～ 250,000円以下	1日の売上高の4割
250,000円超	100,000円

※ 売上高に応じた1日あたりの協力金の額は、第4期と同額。

## 参考資料（2月14日予算専決以降）

○概要 2月17日付けで長崎県がまん延防止等重点措置の一部見直しを行い、長崎コロナ対策飲食店認証制度の認証を受けている店舗（認証店）においては、2月21日以降は営業時間や酒類提供を選択する制度が導入された。

### ○要請内容

#### ■認証店向け（2月21日から3月6日まで）

会話時のマスク着用の徹底を利用客に呼びかけることを前提に、①・②のいずれかを選択可。なお、要請期間中はいずれかを継続して選択することとなり、変更は不可。

- ① 午後9時以降も営業している飲食店等に対し、営業時間を午後9時までに短縮（酒類の提供は午後8時まで）。
  - ② 午後8時以降も営業している飲食店等に対し、営業時間を午後8時までに短縮。終日、酒類の提供を行わないこと（利用者による店内持込みを含む）。
- ※②は2月20日までと同様

#### ■認証店でない店舗（※変更なし）

- ① 午後8時以降も営業している飲食店等に対し、営業時間を午後8時までに短縮。
- ② 終日、酒類の提供を行わないこと（利用者による店内持込みを含む）。

### ○協力金支給額（2月21日から3月6日まで）

認証店において、2月21日以降、午後9時までの営業時間短縮／午後8時までの酒類提供可を選択した店舗。

#### ■個人事業主を含む中小企業

1日あたりの売上高 ※1	1日あたりの協力金の額
83,333円以下	25,000円
83,333円超～ 250,000円以下	1日の売上高の3割
250,000円超	75,000円

※1 1日あたりの売上高は、平成31年・令和2年・令和3年のいずれかの年の2月及び3月の売上高より算出。

※2 総支給額は1日あたりの協力金の額に14（日）を乗じた額に、2月14日から2月20日までの協力金の額を加算した額。

#### ■大企業 1日あたり上限200千円

（※1で算出する売り上げ減少額の4割、上限200千円）

## 令和3年度3月補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 3月補正予算主要事業一覧	2～14
3. 繰越明許費	15～19
4. 基金の状況（見込み）	20



高 岐 市

# 令和3年度壱岐市各会計予算額一覧

## ○一般会計、特別会計

(単位:千円)

会 計 名		現計予算額	3月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一 般 会 計		25,268,433	△ 70,241	25,198,192	
特別会計	国民健康保険事業特別会計	事業勘定	3,793,769	7,438	3,801,207
		診療施設勘定	50,009	△ 20	49,989
		計	3,843,778	7,418	3,851,196
	後期高齢者医療事業特別会計		364,527		364,527
	介護保険事業特別会計	保険事業勘定	3,719,588	△ 8,500	3,711,088
		介護サービス事業勘定	39,117		39,117
		計	3,758,705	△ 8,500	3,750,205
	下水道事業特別会計		339,647	△ 14,600	325,047
	三島航路事業特別会計		115,612		115,612
	農業機械銀行特別会計		109,486		109,486
合 計		8,531,755	△ 15,682	8,516,073	
一般会計、特別会計の合計		33,800,188	△ 85,923	33,714,265	

## ○企業会計

(単位:千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	3月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的收入	724,277		724,277
	収益的支出	815,300		815,300
	資本的收入	145,318		145,318
	資本的支出	428,803		428,803

令和3年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
					特定財源							
					国費	県費	地方債	その他				
2 総務費 1 総務管理費 1 一般管理費	まちづくり協議会費	80,208	▲ 4,440	75,768	▲ 393 地方創生推 進交付金	▲ 450 集落維持対 策推進事業 補助金	0	▲ 72,900 合併振興基 金	69,303	●事業の背景・目的等 地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、香枝市自治 基本条例に基づく、コミュニティ活動を推進するための新たな組織を設立し、 地域住民の福祉の増進、連携の強化及び市とまちづくり協議会との協働による まちづくりを推進する。  ●事業内容 実績見込みによる減額 ・拠点施設修繕料 (△1,500千円) ・業務支援員設置業務委託料 (△657千円) ・拠点施設備品購入費 (△247千円) ・準備補助金 (△900千円) ・まちづくり交付金 (△1,136千円)	SDGs 未来課  P26～27	
2 総務費 1 総務管理費 3 財政管理費	基金積立金	0	710,000	710,000					710,000	●事業の背景・目的等 年度間の財源不足及び市債の償還(返済)に必要な財源を確保し、財政の健 全な運営を行うために、基金(財政調整基金・減債基金)に積み立てを行う。  ●事業内容 ・財政調整基金積立金 250,000千円 ・減債基金積立金 460,000千円	財政課  P26～29	
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	Power-To-Gas実用化 推進事業	74,478	▲ 4,171	70,307	▲ 16,842 エネルギー 構造高度 化・転換理 解促進事業 補助金	0	0	0	12,671	●事業の背景・目的等 離島における脱炭素化早期実現のため、再エネ導入拡大手段として水素を活 用した“RE水素”の実用化実証事業を行う。RE水素システムの性能や経済性の 検証と併せて、地場産業とマッチングによって、産業振興への貢献も目指す。  ●事業内容 入札等執行残による減額 (△4,171千円) なお、国費補助金の減額については、当初採択額のうち、交付申請時に進害 対策(精密機器類の搬入及び暴風フェンス等)に係る経費が補助対象外経費と 判断されたため。	SDGs 未来課  P28～29	
	二酸化炭素排出抑制 対策事業	34,320	▲ 1,430	32,890	0	0	0	▲ 1,430 二酸化炭素 排出抑制対 策事業費補 助金	0	●事業の背景・目的等 地域固有の再生可能エネルギー資源である洋上風力を活用して本市の脱炭素 化の早期実現を図るため、長崎県の「洋上風力発電に係るソーニング実証事 業」を引き継いで、本市周辺海域での洋上風力発電の導入可能性を検討する。  ●事業内容 入札等執行残による減額 (△1,430千円)	SDGs 未来課  P28～29	
	国際化推進費	1,492	▲ 1,000	492	0	0	0	0	▲ 1,000	●事業の背景・目的等 インバウンドへの取組強化により、香枝島の知名度向上及び誘客拡大を図 る。 ●事業内容 コロナ禍の長期化による本年度のインバウンド誘客対策事業中止に伴い補助 金を減額。 ・インバウンド対策事業補助金 △1,000千円 1,000千円→0円	観光課  P28～29	

令和3年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 7 情報管理費	電算業務費	98,602	▲ 5,200	93,402	0	0	0	0	▲ 5,200	●事業の背景・目的等 基幹系電算業務システムの管理・運営事業  ●事業内容 ・再リース中のシステムの管理・運営費 入札による減額 △3,200千円 ・新システムの機器リース期間の短縮に伴うリース料の減額 △2,000千円	情報管理課 P28～29
	共同電算システム導入事業	219,236	▲ 25,000	194,236	0	0	0	▲ 25,000 合併振興基金	0	●事業の背景・目的等 基幹系電算業務システムの共同電算システムへの移行事業  ●事業内容 ・共同電算システム(付属システム)の変更(単独⇒共同)に伴う事業費の減額 △25,000千円	情報管理課 P28～29
	情報管理費	64,723	▲ 1,500	63,223	0	0	0	0	▲ 1,500	●事業の背景・目的等 総合行政ネットワーク(情報系)システムの管理・運営事業  ●事業内容 ・システム運営費、システム保守費 入札による減額 △1,500千円	情報管理課 P28～29
	地域情報通信推進事業費	197,516	▲ 20,372	177,144	0	0	0	0	▲ 20,372	●事業の背景・目的等 巻岐市ケーブルテレビ施設の維持管理事業 地域情報通信環境の整備事業  ●事業内容 ・次期施設更新工事の見直し(延期)に伴う設計業務費減額 △5,150千円 ・巻岐市ケーブルテレビ施設通信機器更新工事内容見直しに伴う減額 △13,521千円 ・通信機器購入費 入札実績に伴う減額 △1,701千円	情報管理課 P28～29
2 総務費 1 総務管理費 12 新型コロナウイルス感染症 対応事業費	新型コロナウイルス感染症対応事業費(商工振興課)	223,742	▲ 75,606	148,136	▲ 36,107 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	▲ 39,499 長崎県事業継続支援給付事業補助金	0	0	0	●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県独自の緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用により、事業収入が減少した市内中小事業者に対し、長崎県と共同で巻岐市事業継続支援金を給付する。 併せて、本事業継続支援金と、国の月次支援金の申請支援を行う。  ●事業内容 ・巻岐市事業継続支援金(商工業) 事業終了に伴う不用額の減額 給付件数 116件 給付額 14,725千円	商工振興課 P30～31
	新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮事業	586,776	▲ 71,231	515,545	0	▲ 71,375 長崎県新型コロナウイルス感染症拡大防止営業時間短縮協力金補助金	0	0	144	●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県の営業時間短縮要請に応じて、営業時間の短縮に協力を行った飲食店等に対し、協力を支給する。 要請期間 第1期：令和3年8月10日(火)～8月23日(月)14日間 第2期：令和3年8月24日(火)～9月6日(月)14日間 第3期：令和3年9月7日(火)～9月12日(日)6日間  ●事業内容 ・巻岐市営業時間短縮協力金 事業終了に伴う不用額の減額 <給付額(実績)> 要請期間/ 給付件数/ 給付額 第1期/ 204件/ 76,468千円 第2期/ 208件/ 75,026千円 第3期/ 210件/ 32,052千円	商工振興課 P28～31

令和3年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 12 新型コロナウイルス感染症 対応事業費	新型コロナウイルス 感染症対応事業費 (農林課)	19,837	▲ 11,895	7,942	▲ 6,423	▲ 5,472	0	0	0	●事業の背景・目的等 ①事業継続支援金 長崎県独自の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置の適用による影響を受けた市内の農業者に対し、予算の範囲内において岩崎市事業継続支援金を交付する。 ②牛市購買者誘致対策 新型コロナウイルス感染症の影響により、牛競り市の購買者の減少が懸念されるため、交通費及び宿泊費の一部を支援することにより、岩崎家畜市場競り市の購買者の確保を図る。 ●事業内容 ①事業継続支援金【補正額 △11,185千円】 <支援件数(実績)> 全(延べ)89件【月次支援金14件(申請12件、取下2件)、市県支援金64件、非該当11件】 <事業費(実績)> 6,875千円(支援金総額6,433千円、委託料430千円、事務費12千円) ②牛市購買者誘致対策【補正額 △710千円】 令和4年2月市での実績見込額(535千円)による減額 (令和3年度4月市～12月市までの事業及び補助実績がないもの) ※①②の計 △11,895千円	農林課  P30～31
	新型コロナウイルス 感染症対応事業費 (水産課)	67,030	▲ 16,805	50,225	▲ 7,877	▲ 8,928	0	0	0	●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、長崎県独自の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用により、事業収入が減少した市内中小事業者に対し、長崎県と共同で岩崎市事業継続支援金を給付する。また、本事業継続支援金と国の月次支援金の申請支援を行う。 ●事業内容 ■新型コロナウイルス感染症対応事業 ・実績により減額する。 ①月次支援金等申請支援業務 当初 402件(2,010千円) → 実績 316件(1,580千円) ②事業継続支援金 当初 100件(20,000千円) → 実績 50件(3,625千円)	水産課  P30～31
3 民生費 1 社会福祉費 3 老人福祉費	入湯券等助成事業費	11,835	▲ 2,562	9,273	0	0	0	0	▲ 2,562	●事業の背景・目的等 高齢者及び身体障害者に対して、入湯優待券・はり灸等助成券を交付することにより、健康と福祉の増進を図ることを目的とする。 ●事業内容 ■入湯券等助成事業 ・実績見込みによる減額 【はり・きゅう・あんま施術】 予算：4,544,000円 見込：3,723,300円 △820,700円 【入湯優待券】 予算：6,991,000円 見込：5,249,000円 △1,742,000円	市民福祉課  P32～33
3 民生費 1 社会福祉費 4 国民健康保険事業費	国民健康保険事業費	294,086	▲ 2,294	291,792	▲ 2,294	0	0	0	0	●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて国民健康保険税の納付が困難となった世帯に対し、国民健康保険税の減免を実施する。 ●事業内容 新型コロナウイルス感染症の影響を受け納付困難となった被保険者への支援として、地方創生臨時交付金(減免総額の10分の6相当額)による繰入を確保していたが、国の災害等臨時特例補助金による財政支援が決定されたため、国保特金への繰出金を減額。	保険課  P34～35

令和3年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
3 民生費 1 社会福祉費 4 国民健康保険事業費	直営診療施設勘定費	10,598	11,536	22,134	0	0	0	0	11,536	●事業の背景・目的等 市民の健康保持増進に必要な医療を提供するため、湯本診療所における運営費不足を補填する。  ●事業内容 受診者の減少等により診療収入が減少したため、直営診療施設勘定への繰出金を増額。	保険課 P34～35
3 民生費 1 社会福祉費 5 介護保険事業費	介護保険事業費	575,244	▲ 13,000	562,244	0	0	0	0	▲ 13,000	●事業の背景・目的等 介護給付費に対する市の負担分、事務費相当分、保険料軽減分を介護保険事業特別会計へ繰り出しを行う。 地域包括ケア人材確保と定住促進、介護人材の確保、定着を図る。  ●事業内容 ・介護福祉士養成校関係補助金の減額 ・修学資金貸付事業2名分及び家賃補助 △2,000千円 ・地域包括ケア人材確保支援事業補助金の減額 ・奨学金返還補助金実績見込2名、家賃補助金実績見込2名 △2,500千円 ・介護認定調査費実績見込みによる減額により繰出金の減額 △8,500千円	保険課 P34～35
3 民生費 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費	児童福祉総務費	14,885	▲ 2,750	12,135	0	0	5,000	▲ 5,000	▲ 2,750	●事業の背景・目的等 児童福祉の長期的安定に寄与する。  ●事業内容 本市における次世代を担う若者の定住化を奨励するため、家庭における生活の安定と幸せな地域づくりを進め、もって市勢の繁栄と住民福祉の向上に寄与することを目的に出産祝い金を支給する。(第2子3万円、第3子以降10万円) 出産祝い金実績見込による減額 △2,750千円	こども家庭課 P34～35
	放課後児童クラブ等 育成支援事業	66,682	▲ 7,460	59,222	▲ 1,827	▲ 2,817	0	0	▲ 2,816	●事業の背景・目的等 ①保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を市内6クラブに委託して実施する。  ②新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、放課後児童支援員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を実施する。  ●事業内容 ①委託料実績見込による減額 (実績見込額) 46,492千円- (予算現額) 54,942千円=△8,450千円 (財源措置) 国 1/3 県1/3 市1/3  ②放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業 990千円 補助基準額×放課後児童支援員等人数×事業実施月数により算出 (財源措置) 国 10/10	こども家庭課 P34～35
	子育て支援見守り強化 事業	7,824	4,657	12,481	0	0	0	0	4,657	●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症防止対策による外出自粛などで、子どもの見守りの機会が減少し、虐待等の高まりが懸念されている。子ども等の様子が見えにくい状況が今後も続くことが想定されるため見守り体制を強化する。  ●事業内容 令和2年度事業の精算返還金 4,657千円 ※令和2年度事業実績 3,689千円	こども家庭課 P36～37

令和3年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
3 民生費 2 児童福祉費 2 児童措置費	委託費（認可保育所）	126,446	▲ 9,445	117,001	▲ 4,445	▲ 2,500	0	0	▲ 2,500	●事業の背景・目的等 ①子ども・子育て支援法に基づき、民間保育施設に対する財政支援及び保育の質の向上を目的とした、給付費支給を行う。 ②新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士・幼稚園教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施する。 ●事業内容 ①給付費支給実績見込による減額（実績により毎月支給） （実績見込額）100,367千円-（予算現額）110,367千円=△10,000千円 （財源措置）国 1/2 県1/4 市1/4 ②保育士等処遇改善臨時特例事業分 555千円 補助基準額×年齢別平均利用児童数×事業実施月数により算出 （財源措置）国 10/10	子ども家庭課 P36～37
	委託費（広域保育）	1,800	▲ 1,000	800	▲ 500	▲ 250	0	0	▲ 250	●事業の背景・目的等 香岐市に住民票を有する児童が、保護者への出産等によって一時的に他市の保育所を利用する場合に運営費を利用先の施設または市へ給付する。 ●事業内容 実績件数 2件 （実績見込額）800千円-（予算現額）1,800千円=△1,000千円 （財源措置）国 1/2 県1/4 市1/4	子ども家庭課 P36～37
	地域型保育給付費	178,561	▲ 8,988	169,573	▲ 3,988	▲ 2,500	0	0	▲ 2,500	●事業の背景・目的等 ①子ども・子育て支援法に基づき、民間保育施設に対する財政支援及び保育の質の向上を目的とした、給付費支給を行う。 ②新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士・幼稚園教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施する。 ●事業内容 ①給付費支給実績見込による減額（実績により毎月支給） （実績見込額）168,561千円（予算現額）178,561千円=△10,000千円 （財源措置）国 1/2 県1/4 市1/4 ②保育士等処遇改善臨時特例事業分 1,012千円（4施設分） 補助基準額×年齢別平均利用児童数×事業実施月数により算出 （財源措置）国 10/10	子ども家庭課 P36～37
	子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	46,400	▲ 1,600	44,800	▲ 1,600	0	0	0	0	●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みのひとつとして、低所得の子育て世帯に臨時特別の一時金を支給する。 ●事業内容 支給対象児童：高校3年生年齢以下の子育て世帯（障害のある場合は20歳以下） 支給対象者：主たる生計維持者。 支給額：児童数×5万円 実績見込額 44,800千円、実績見込みによる減額 △1,600千円	子ども家庭課 P36～37

令和3年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書 ページ	
					特定財源				一般財源			
					国費	県費	地方債	その他				
3 民生費 2 児童福祉費 2 児童措置費	ひとり親世帯生活支援特別給付金給付事業	26,283	▲ 1,800	24,483	▲ 1,800	0	0	0	0	0	●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する取り組みのひとつとして、低所得のひとり親世帯に臨時特別の一時金を支給する。  ●事業内容 支給対象児童：高校3年生年齢児以下の児童（障害のある場合は20歳以下） 支給対象者：主たる生計維持者 支給額：児童数×5万円 実績見込額 24,483千円、実績見込みによる減額 △1,800千円	こども家庭課  P36～37
	ひとり親世帯臨時特別給付事業	0	1,400	1,400	0	0	0	0	0	1,400	●事業の背景・目的等 感染症の影響により子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に特に大きな困難が心身に生じていることを踏まえ給付金を支給したものの。(R2事業完了)  ●事業内容 令和2年度事業の精算返還金 1,400千円 ※令和2年度給付総額 49,600千円	こども家庭課  P36～37
3 民生費 3 生活保護費 2 扶助費	扶助費	762,579	▲ 24,500	738,079	▲ 18,375	0	0	0	0	▲ 6,125	●事業の背景・目的等 生活に困窮するすべての者に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。  ●事業内容 ■生活保護費 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、医療機関等の受診者が減少し、主に医療扶助等が減額。 ①生活扶助費△7,000千円 ②住宅扶助費△3,000千円 ③教育扶助費△500千円 ④介護扶助費△2,000千円 ⑤医療扶助費△10,000千円 ⑥生業扶助費△2,000千円	保護課  P36～37
4 衛生費 1 保健衛生費 4 病院費	病院事業費	544,661	4,815	549,476	0	0	0	0	0	4,815	●事業の背景・目的等 長崎県若岐病院を若岐医療圏の中核病院として運営するため、大学等からの派遣による医師を確保し、医療体制を充実させる。また市民が質の高い医療を受けられ、健康な生活を維持することを目的とする。  ●事業内容 医師の確保に要する経費等の増額による補正。	保険課  P38～39
4 衛生費 2 清掃費 4 合併処理浄化槽設置整備費	合併処理浄化槽設置整備費	73,506	▲ 19,010	54,496	▲ 13,716	▲ 4,865	0	0	0	▲ 429	●事業の背景・目的等 公共下水道、漁業集落排水整備事業の集合処理区域外の方に対し、し尿や生活雑排水等の適正な処理を行うため、合併処理浄化槽設置工事費の一部を助成し、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図る。  ●事業内容 合併処理浄化槽設置整備事業 ・5人槽 ……30基 → 35基 ・6～7人槽 ……50基 → 35基 ・8～10人槽 ……5基 → 4基 ・11～20人槽 ……15基 → 11基 ・21～30人槽 ……5基 → 0基	上下水道課  P38～39

令和3年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業内容	所属 予算書 ページ	
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産費 1 農業費 3 農業振興費	特定地域づくり事業	5,000	▲ 3,296	1,704	▲ 1,648 特定地域づくり事業推進交付金	0	0	0	▲ 1,648	●事業の背景・目的等 県が認定した特定地域づくり事業協同組合である岩城市農業支援事業協同組合に対し、運営費を国及び市で支援する。  ●事業内容 同協同組合が行う、農業に特化した派遣事業として、年間を通じた農業に関わる仕事を創出し、移住希望者や地域の若者などを雇用し、農業者の労働需要に応じてマルチワーカーを派遣する仕組みで運営される。  ※運営費補助金【補正額 △3,296千円】 ・国交付決定額（令和3年11月以降の事業に対する実績見込）の減額 ・事業実績については、運営開始に伴う事務費等を見込む（派遣労働者については、令和4年4月より雇用予定）	農林課 P38～39
	ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業	2,299	▲ 2,299	0	0	▲ 1,768 ながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業	0	0	▲ 531	●事業の背景・目的等 農業・農村を取り巻く環境は、生産コストの高止まりや流通・消費の大きな変化、担い手の高齢化の進展と後継者不足など、大きく変化している。収益向上に向けた生産・流通・販売対策強化、経営感覚に優れた次代の担い手の確保・育成、農山村の地域活性化と生産・生活環境基盤整備を図る。  ●事業内容 事業取下げによる減額。 事業主体：集落営農法人 事業内容：育苗ハウス 1,058㎡ 総事業費：9,778千円 補助内容：（県）1,768千円（市）531千円 補助率：1/3	農林課 P38～39
	人・農地プラン関連事業費	13,367	▲ 2,370	10,997	0	▲ 2,371 農業次世代人材投資事業補助金	0	0	1	●事業の背景・目的等 農業従事者の高齢化が急速に進展し担い手の確保が難しい状況下では、これまでの新規卒業者に加えてU・Iターン者等の就業促進を強化する必要がある。しかし、新規就業するにあたっては、技術習得や経営開始後の所得確保等が課題となっている。このため、就業意欲の喚起と就業後の定着を支援し、就業者の確保を図る。  ●事業内容 ○農業次世代人材投資資金（経営開始型） 【補正額 △2,376千円（12,750千円→10,374千円）】 ※実績額 継続受給者 5名（うち夫婦型1件） 6,249千円 新規採択者 4名（うち夫婦型1件） 4,125千円  ○推進事務費【補正額 6千円】 中間評価会有識者謝金（1名分追加）6千円	農林課 P38～39
	農地中間管理費	21,616	▲ 17,797	3,819	0	▲ 17,797 農地中間管理機構集積協力金交付事業補助金	0	0	0	●事業の背景・目的等 農業経営の規模の拡大、農用地の集団化、新規就業者の促進等による農用地利用の効率化及び高度化の促進を図ると共に、生産性の向上を目的とする事業である。 担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地中間管理機構を通じて契約できた地域、当該農地の農業者に対して協力金を交付する。  ●事業内容 交付対象農地の減による、事業費減額。 ○地域集積協力金 【補正額 △17,797千円（18,300千円→503千円）】 ・集落営農法人 84千円 ・集落営農法人 419千円	農林課 P38～39

令和3年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業内容	所属 予算書 ページ	
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産費 1 農業費 3 農業振興費	ながさき水田農業生産強化支援事業	3,099	▲ 955	2,144	0	▲ 718	0	0	▲ 237	●事業の背景・目的等 水田農業における所得の最大化を図るため、水田農業産地計画に基づきスマート農業技術導入等による土地利用型作物の省力化や効率化、水稲高温耐性品種へ転換等の県民米ブランド化による売れる米づくり、実需者ニーズの高い地域特産向け麦、大豆等の生産性向上を図る。  ●事業内容 ○水田農業産地計画実践事業（補助率 県1/2以内+市1/10以上） 事業費確定による減額 ・集落営農法人 ドローンオペレーター研修 新規3名 △30千円  ○水田高度利用技術活用推進事業（補助率 県3/10以内+市1/10以上） 入札後事業費確定による減額 ・集落営農法人 オート畦塗機1台 △193千円 ・集落営農法人 ハロー1台 △340千円 ・集落営農法人 ハロー1台 △157千円 ・集落営農法人 ハロー1台 △140千円 ・集落営農法人 畦塗機1台 △95千円	農林課  P38～39
	担い手確保・経営強化支援事業	0	30,450	30,450	0	30,450	0	0	0	●事業の背景・目的等 地域の担い手が農産物の輸出の取組など意欲的な取組により農業経営の発展に取り組む際に必要な農業用機械・施設の導入等について支援し、農業の構造改革を一層加速化する。  ●事業内容 令和3年度国の12月補正による新規事業<担い手確保・経営強化支援事業> (融資主体補助型) 補助率1/2 ※補助上限 法人3,000万円、個人：1,500万円 ・個人 トラクター65ps級(ロータリー含む)1台 事業費 11,107,800円 補助金 5,553千円 ・法人 低コスト耐候性ハウス 11.22a 事業費 50,000,000円 補助金 22,727千円  (追加的信用供与補助事業) 融資額×1/15 ・個人 融資額 5,553,000円 補助金 370千円 ・法人 融資額 27,000,000円 補助金 1,800千円	農林課  P38～39
	強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業	6,705	▲ 4,533	2,172	0	▲ 4,533	0	0	0	●事業の背景・目的等 産地や担い手の発展の状況に応じて必要となる農業用機械・施設の導入等の整備を支援する。  ●事業内容 <地域担い手育成支援タイプ> (融資主体補助型) 補助率3/10 ※補助上限3,000千円 ・集落営農法人 入札後事業費確定による減額 トラクター65ps級(ロータリー・ハロー含む)1台 △1,068千円 ・集落営農法人 事業取下げによる減額。 APハウス(育苗ハウス)3連1棟 1,058㎡ △2,666千円  <追加的信用供与事業> ・集落営農法人 融資額×1/15 △333千円 ・集落営農法人 融資額×1/15 △466千円	農林課  P38～39
	農地保有合理化促進対策費	14,077	▲ 5,484	8,593	0	0	4,500	▲ 9,800	▲ 184	●事業の背景・目的等 農地の貸し手、借り手双方に補助金を交付することで、優良農地の集積(利用増設等)を促進し、農業経営の強化を図る。  ●事業内容 交付対象から法人を外したこと及び農地中間管理機構への移行等による減。  R3実績見込み 補助金額：8,356千円 契約筆数：約845筆	農業委員会 事務局  P38～39

令和3年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産費 1 農業費 4 畜産費	畜産事業費	18,700	▲ 10,150	8,550	0	▲ 7,050 家畜導入事業費補助金	3,000 過疎対策事業(過疎地域持続的発展特別事業基金)	▲ 6,100 過疎地域持続的発展特別事業基金 ▲ 6,200 ・補助金返還金 100	0	●事業の背景・目的等 ①家畜導入事業費補助金 優良な繁殖雌牛群への更新を図り市場性の高い子牛を生産するとともに、一定規模の年間販売頭数を確保することによって市場性を有利にするため、導入を図る繁殖農家を支援する。 ②家畜導入事業費補助金返還金(平成30年度事業実施分) 事業主体(農家)のやむを得ない事情で畜産業を廃業されることにより、過年度の補助事業で導入されていた対象牛が売買(財産処分)されるため、事業主体(農家)から市を経由し、県への補助金返還が必要となったもの。 ●事業内容 ①家畜導入事業費補助金【補正額 ▲10,200千円】 ・実績見込に伴う減額 増額分については、国の増額奨励金(金太郎3等)の対象とされているため増減となる。 ②補助金返還金【補正額 50千円】 補助実績額：県50千円、市50千円(歳入補正額100千円) ※①②の計 ▲10,150千円	農林課 P40~41
	家畜診療所費	62,813	2,640	65,453	0	0	0	2,640 病傷事故診療手数料 2,000 ・病傷事故外診療手数料 640	0	●事業の背景・目的等 家畜病傷事故予防対策の推進による、子牛下痢・肺炎ワクチン等の接種頭数が大幅な増加に伴う動物医薬品費 ●事業内容 今年度8月子牛市から販売後の輸送のストレスによる肺炎等の呼吸器病のリスクを低下させる為、全頭接種している「鼻腔粘膜ワクチン」について、多頭飼育農家からの「鼻腔粘膜ワクチン」接種の要望があり今年度予定していた接種頭数を1000頭以上上回る見込みで、また、6年前から家畜病傷事故予防対策として本格実施している下痢・肺炎予防ワクチン等の接種頭数も、予定頭数を大幅に上回ることから、動物用医薬品費を追加する。 ●事業内容 令和3年度国の12月補正に伴い、防災重点ため池のハザードマップ作成業務を実施する。国100%補助事業 ・作成箇所 N=14箇所	家畜診療所 P40~41
5 農林水産費 1 農業費 5 農地費	農村地域防災減災事業	4,500	2,750	7,250	0	2,695 農村地域防災減災事業補助金	0	0	55	●事業の背景・目的等 自然災害によるため池の被災が頻発している中、ため池の権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑となっていることや、ため池の管理組織の団体化により日常の維持管理に支障をきたすおそれがあることが課題となっている。そのため、平成31年4月に農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行がなされた。 これを受けて、市は農村地域防災減災事業を活用して、ため池が決壊した場合の浸水想定範囲や到達時間、避難場所を記載したハザードマップ等を作成し、地域住民への周知に努める。 ●事業内容 令和3年度国の12月補正に伴い、防災重点ため池のハザードマップ作成業務を実施する。国100%補助事業 ・作成箇所 N=14箇所	農林課 P40~41
	多面的機能支払交付金事業	136,192	▲ 9,939	126,253	0	▲ 7,323 多面的機能支払交付金	0	0	▲ 2,616	●事業の背景・目的等 農村地域の高齢化・人口減少により、多面的機能の低下、また水路・農道等の維持管理に対する担い手の負担増大による規模拡大の阻害が懸念される状況にあるため、多面的機能の維持・発揮及び水路・農道等の軽微な補修や景観形成等による農村環境の良好な保全・施設の長寿命化に取り組む組織に交付金を交付し、農村地域の有する多面的機能の維持・保全や施設の適正管理や長寿命化を図る。(期間)H29~R3(3期対策：5年間) ●事業内容 ・資源向上(長寿命化)支払交付金(69組織) 田1,180.42ha・畑278.94ha 資源向上(長寿命化)交付金の国の事業割当が当初見込みより約2割減となり、事業実績が減少したため。 (当初)51,766千円(実績)42,327千円 ▲9,439千円 (事務委託)▲500千円 合計▲9,939千円	農林課 P40~41

令和3年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				事業内容	所属 予算書 ページ	
					特定財源						
					国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産費 1 農業費 5 農地費	環境保全型農業直接 支払交付金事業	22,624	▲ 3,316	19,308	0	▲ 2,607 環境保全型 農業直接支 払交付金	0	0	▲ 709	●事業の背景・目的等 農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い農業生産活動に対して支援を行い、環境保全型農業の普及・推進を図ることを目的とする。 ●事業内容 環境保全に効果の高い営農活動について、実績見込が当初より減少したため。 本体交付金【国：1/2、県：1/4、市：1/4】 (当初) 21,957千円 (実績見込) 18,641千円 ▲3,316千円 ・IPM(総合的病害虫・雑草管理)の取組 266ha → 225ha ・有機農業の取組 320a → 236a	農林課 P40～41
5 農林水産費 2 林業費 2 林業振興費	森林保全造林事業費	24,385	▲ 11,063	13,322	0	▲ 4,696 造林事業費 補助金 ▲4,543 ・ながさき森 林環境保全 事業補助金 ▲153	0	▲ 3,000 森林環境譲 与税基金	▲ 3,367	●事業の背景・目的等 保安林(松林)において、松くい虫や台風被害等で松枯れが発生している。放置すれば健康な松へ伝染し、より広範囲に被害が及ぶことを防ぐため、保全松林緊急保護事業を実施し、松林の保全に努める。 ●事業内容 松枯れの駆除(焼却・乳剤・くん蒸)を実施した。当初、想定していた松枯れ被害より10月から12月に実施した現地調査の結果、被害が少なかったため事業実績による減額。 【事業実績】 焼却：200㎡→35㎡、乳剤：100㎡→47㎡、くん蒸：50㎡→10㎡	農林課 P42～43
5 農林水産費 3 水産業費 2 水産業振興費	離島漁業再生支援交 付金事業	296,621	▲ 16,230	280,391	0	▲ 13,265 離島漁業再 生支援交付 金	0	0	▲ 2,965	●事業の背景・目的等 集落協定に基づく、漁場の生産力の向上に関する取組や漁業の再生に関する実践的な取組などの活動を支援する。雇用機会の拡充を図るため、新規又は事業拡大を行う者を集落が支援する場合の経費を支援する。 ●事業内容 ■離島漁業再生支援交付金 離島漁業新規就業者特別対策事業交付金(漁船リース)について当初3名で予算計上していたが、1名が事業を取り下げたため減額する。併せて、特定有人国境離島漁村支援交付金については国からの補助対象事業費の減額交付決定により減額する。	水産課 P42～43
	技術習得支援事業	6,650	▲ 1,450	5,200	0	▲ 725 漁業就業者 確保育成総 合対策事業 補助金	0	0	▲ 725	●事業の背景・目的等 漁業後継者不足による漁業従事者の高齢化が進み、漁村の活力低下が懸念されている。持続的な水産業の確立のため、漁業新規就業者の確保育成を図る必要がある。 ●事業内容 ■技術習得支援事業補助金 研修生を当初4名予算計上していたが、実績として3名となり、うち1名は事業開始が2ヶ月遅れたため減額する。	水産課 P42～43
5 農林水産費 3 水産業費 4 漁港漁場整備費	水産物供給基盤機能 保全事業	66,539	10,000	76,539	0	6,000 水産基盤整 備事業補助 金	0	0	4,000	●事業の背景・目的等 市営漁港の機能保全計画に基づき、年次的に補修工事を実施することにより、施設の長寿命化を図るとともに維持管理費の平準化を目指す。 ●事業内容 ■水産物供給基盤機能保全事業 箱崎前浦漁港(諸津地区)の-2.0m物揚場補修工事において、工事発注後の調査で新たな補修箇所が確認されたため増額する。	水産課 P44～45

令和3年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
6 商工費 1 商工費 4 観光費	島外スポーツ勝致	12,685	▲ 5,900	6,785	0	0	0	0	▲ 5,900	●事業の背景・目的等 島外から宿泊を伴うスポーツ合宿及び大会に参加する団体への滞在費の一部助成、また大会主催団体への大会経費の一部助成により、滞在型観光及び交流人口の拡大による地域経済活性化を図る。 ●事業内容 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による合宿及び大会中止に伴い事業費を減額。 ○島外スポーツ団体勝致事業補助金 △4,000千円 8,000千円→4,000千円(実施済+2~3月見込み) 計 画：延べ8,000人 8,000千円 実施済：42団体(延べ3,111人) 3,111千円 ○スポーツ大会等開催助成事業補助金 △1,900千円 3,900千円→2,000千円(実施済+2~3月見込み) 計 画：17大会(延べ2,350人) 3,900千円 実施済：5大会(延べ819人) 1,100千円	観光課 P44~45
	宍岐行き教育旅行	18,046	▲ 9,874	8,172	0	0	▲ 14,400 過疎対策事業(過疎地域持続的発展特別事業)	0	4,526	●事業の背景・目的等 本市への教育旅行で来島する学校に対し、旅費の一部助成により、誘致促進及び交流人口の拡大による地域経済活性化を図る。 ●事業内容 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による教育旅行中止に伴う事業費を減額。 ○宍岐行き教育旅行推進事業補助金 △9,874千円 18,046千円→8,172千円(実施済+2~3月見込み) 計 画：36校(延べ6,436人) 18,046千円 実施済：24校(延べ2,228人) 7,029千円	観光課 P44~45
7 土木費 2 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費	県営事業費	13,189	▲ 5,139	8,050	0	0	0	0	▲ 5,139	●事業の背景・目的等 国道・県道整備事業に伴う県営事業負担金 ●事業内容 県営道路整備事業(地元負担金) - 国道382号 25,000,000円×15%以内 3,656,250円→同額 - 主要地方道郷ノ浦沼津線本線の県営事業減額に伴う減 31,000,000円×15%以内 4,533,000円→2,925,000円 - 農地整備事業(木田)地区の県営事業減額に伴う減 20,000,000円×25% 5,000,000円→1,468,500円	建設課 P44~45
9 教育費 1 教育総務費 3 教育指導費	離島留学生ホームステイ事業費	37,982	▲ 5,107	32,875	0	0	0	0	▲ 5,107	●事業の背景・目的等 ■長崎県内の離島留学制度を実施する高等学校が組織している運営委員会に対し、補助金を交付する。(市の補助金に対して、国1/2、県1/4補助、交通費補助は市単独) ■宍岐市立小・中学校を受け入れる「いきっこ留学」の円滑な運営を図るため運営委員会に対し、補助金を交付する。(市の補助金に対して、国1/2補助、移住支援制度は、市単独) ●事業内容 実績見込みによる事業費の減額 ■離島留学生ホームステイ費(高校生) - 宿舍助成金(宍岐高校) 35人→25人 - バス定期補助 21人→17人 ■いきっこ留学補助事業(小・中学生) - 宿舍助成金 いきっこ留学生(里親) 20人→17人 いきっこ留学生(孫戻し) 6人→7人 いきっこ留学生(親子) 17人→15人 - 移住支援補助 5世帯	教育総務課 P48~49

令和3年度3月補正予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書 ページ	
					特定財源				一般財源			
					国費	県費	地方債	その他				
10 災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費（現年災補助）	141,000	▲ 105,000	36,000	▲ 84,000 公共土木施設災害復旧費負担金	0	▲ 21,000 公共土木施設等災害復旧事業（現年災補助）	0	0	0	●事業の背景・目的等 令和3年度7月の梅雨前線集中豪雨により被災した公共土木施設の災害復旧工事を行う。 ●事業内容 公共施設土木施設の災害復旧工事において、災害査定及び、1級市道大石神田線における現地調査、ボーリング調査の結果に基づく工法の見直しによる事業費の減 道路災害×7箇所 141,000千円→36,000千円	建設課 P52～53
2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費（現年災単独）	46,608	▲ 2,059	44,549	0	0	0	0	▲ 2,059	●事業の背景・目的等 令和3年度7月の梅雨前線集中豪雨により被災した公共土木施設の災害復旧工事（現年災単独）を行う。 ●事業内容 公共土木施設災害復旧工事（現年災単独）の測量設計委託料の減 道路災害×10箇所 河川災害×2箇所 12,000千円→9,941千円（委託料）	建設課 P52～53	
1 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費（過年災単独）	16,000	300	16,300	0	0	300 公共土木施設等災害復旧事業（過年災単独）	0	0	0	●事業の背景・目的等 令和2年度7月豪雨により被災した公共土木施設の災害復旧工事（過年災単独）を行う。 ●事業内容 公共土木施設の災害復旧工事（過年災単独）の災害工事追加による増 道路災害×12箇所 河川災害×1箇所 16,000千円→16,300千円	建設課 P52～53

令和3年度3月補正予算の主要事業

■ 国民健康保険事業特別会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					事業内容	所属 予算書 ページ
					特定財源				一般財源		
					国費	県費	地方債	その他			
(保険事業勘定) 2 保険給付費 2 高額療養費 1 一般保険者高額療養費	一般被保険者高額療養費	369,000	7,000	376,000		7,000 普通交付金			0	<p>●事業の背景・目的等 国民健康保険の被保険者が医療機関等を受診した際に、窓口で支払う一部負担金の額が、自己負担限度額を超えた額を高額療養費として支給。</p> <p>●事業内容 高額療養費の年間支給見込額を試算し、不足額を増額補正。 年間支出見込額 375,923千円 補正額 7,000千円</p>	保険課  P10～11
(保険事業勘定) 2 保険給付費 6 傷病手当金 1 傷病手当金	傷病手当金	1	438	439				繰越金	438	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み、新型コロナウイルス感染症罹患患者へ傷病手当金を支給する。</p> <p>●事業内容 傷病手当金支給申請者に対し、傷病手当金を支給。 申請件数(見込) 10件 821円×8時間×2/3×10日×10件</p>	保険課  P10～11
(診療施設勘定) 1 総務費 1 総務管理費 1 施設管理費	一般管理費	49,009	▲ 20	48,989				11,536 一般会計繰入金	▲ 11,556	<p>●事業の背景・目的等 市民の健康保持増進に必要な医療を提供するため、湯本診療所における運営費不足分を補填する。</p> <p>●事業内容 受診者の減少等により診療収入が減少したため、一般会計からの繰入金を増額。</p>	保険課  P18～21

■一般会計・繰越明許費（詳細） 追加

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由	
2 総務費	1 総務管理費	新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	1,600	R4.5.31	令和3年11月19日「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として閣議決定された生活・暮らしへの支援により、自立支援金について、初回の支給（最大3か月）に加え、再支給（最大3か月）も可能にするとともに、令和3年11月末までとしていた申請の受付期間を令和4年3月末まで延長され、年度内の完了が困難となったため。	
3 民生費	2 児童福祉費	豊岐市子育て世帯臨時特別給付金	1,000	R4.5.31	令和4年3月31日出生児分までが支給対象児童であり、出生届で4月以降になされた場合の支給が必要であるため。	
5 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	38,126	R5.3.31	令和3年度国の補正予算に伴う事業により、年度内に適正な工期が確保できないため。	
		農村地域防災減災事業	6,800	R4.9.30	新型コロナウイルス感染拡大により、ハザードマップ作成におけるワークショップの開催時期を見送る必要性が生じたことから年度内の完成が困難となったため。	
		県営事業費	21,500	R5.3.31	令和3年度国の補正予算による県営事業費の増額が行われ、県営事業費の繰越に伴う負担金の繰越が必要となったため。	
	2 林業費	治山事業費	4,500	R4.5.31	令和3年12月1日の交付決定後、翌年1月に工事の入札・契約を行ったが、保全対象の人家管理者は島外在住であり、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、境界・施工範囲確認等の協議の時期を見送る必要性が生じ、年度内の完成が困難となったため。	
		3 水産業費	持続可能な新水産業創造事業	8,200	R4.5.31	箱崎漁業協同組合が事業主体で冷凍庫機器入替の契約を10月25日に行い、2月上旬に工事着工、2月28日に竣工予定としていた。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、製造部品の納品に遅れが生じ、年度内の完成が困難となったため。
	漁村再生交付金事業		19,600	R4.6.30	初山漁港（初瀬地区） 11月に地質調査を実施したところ、最大12.0mもの軟弱層が確認され、設計において地盤改良工法の検討が必要となり、不測の日数を要したため。	
	水産物供給基盤機能保全事業		32,000	R4.6.30	既設鋼矢板の被覆防食等を施工する工事であるが、着手前調査の結果、以前の調査では確認できなかった貫通孔等損傷があり、その補修等に不測の日数を要したため。	
	県営漁港事業地元負担金		875	R5.3.31	令和3年度国の補正予算による県営事業費の増額が行われ、県営事業費の繰越に伴う負担金の繰越が必要となったため。	
	7 土木費	4 港湾費	郷ノ浦港ターミナルビル改修事業	47,000	R4.8.20	ポーディングブリッジ改修の設計にあたり、事前調査を実施したところ、ランプ等に著しい損傷があり、その補修調査設計に不測の日数を要したため。
			県営港湾事業地元負担金	12,500	R5.3.31	勝本港（防災・社会資本整備交付金） 県営事業の進捗状況により、県営事業費の繰越に伴う負担金の繰越が必要となったため。
3,125				R5.3.31	郷ノ浦港（港整備交付金） 県営事業の進捗状況により、県営事業費の繰越に伴う負担金の繰越が必要となったため。	
4,000				R5.3.31	郷ノ浦港（防災・社会資本整備交付金） 令和3年度国の補正予算による県営事業費の増額が行われ、県営事業費の繰越に伴う負担金の繰越が必要となったため。	

■一般会計・繰越明許費（詳細） 追加

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
10 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費（現年 災害）	55,616	R4.9.30	令和3年10月29日に査定決定を受けた農地12地区および農業用施設9地区について、実施設計を行い、令和4年1月末に復旧工事の入札を行ったが、営農状況等の調整により、着工までに不測の日数を要する地区があることから標準工期の確保が困難となったため。
合 計			256,442		

■一般会計・繰越明許費（詳細） 変更

（単位：千円）

款	項	事業名	変更前	変更後	金額	完了予定	変更理由
2 総務費	1 総務管理費	地域情報通信推進事業費	13,200	87,662	74,462		
					70,612	R5.2.28	更新整備工事 コロナウイルス感染症の影響を受けて、世界的に半導体不足に陥り、メーカーからの更新機器の納品に遅れが生じ、年度内に適正な工期が確保できないため。
					3,850	R5.2.28	設計監理業務 コロナウイルス感染症の影響を受けて、世界的に半導体不足に陥り、メーカーからの更新機器の納品に遅れが生じ、年度内の設計監理業務の完成が困難であるため。
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（補助）	624,000	694,000	70,000		
					70,000	R4.12.30	1級市道住吉湯ノ本線 用地取得予定地の関係者が亡くなれたことにより、相続が多数発生し、用地取得が難航したことから、この用地に影響がないように設計変更を行う必要が生じた。この変更及び用地測量図の修正等に不測の日数を要し、標準工期の確保が困難となったため。
		道路改良費（起債）	50,000	70,000	20,000		
					10,000	R4.5.30	市道藤勢1号線 一部民地への立ち入りが必要となったが、この箇所に多数の農機具や農業用資材が存在していた。これらの移設を行い施工は完了したが、この移設場所の選定及び移設作業に不測の日数を要することとなったため。
					10,000	R4.5.30	市道宇土4号線 関係者と立会を実施したところ、工事計画区間に所有者不明の墳墓があることが確認された。移転が困難であることから、計画の一部変更が必要となり、不測の日数を要することとなったため。
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業費（現年災）	30,000	53,000	23,000		
					2,000	R4.5.30	上場触地区里道 本工事に先立ち、測量を実施する必要があるが、地権者の調査、立ち入り及び工事を行うことへの同意に不測の日数を要した。このため、測量の着手が令和3年10月、設計完了が令和4年1月となり、工事については年度を跨いで施工が必要となる。
					2,000	R4.5.30	新田触地区里道 本工事に先立ち、測量を実施する必要があるが、地権者の調査、立ち入り及び工事を行うことへの同意に不測の日数を要した。このため、測量の着手が令和3年10月、設計完了が令和4年1月となり、工事については年度を跨いで施工が必要となる。

■一般会計・繰越明許費（詳細） 変更

（単位：千円）

款	項	事業名	変更前	変更後	金額	完了予定	変更理由
					3,000	R4.6.30	立石東触地区里道 本工事に先立ち、測量を実施する必要があるが、地権者の調査、立ち入り及び工事を行うことへの同意に不測の日数を要した。このため、測量の着手が令和3年10月、設計完了が令和4年1月となり、工事については年度を跨いでの施工が必要となる。
					2,000	R4.5.30	準用河川御手洗川 本工事に先立ち、測量を実施する必要があるが、地権者の調査、立ち入り及び工事を行うことへの同意に不測の日数を要した。このため、測量の着手が令和3年10月、設計完了が令和4年1月となり、工事については年度を跨いでの施工が必要となる。
					2,000	R4.5.30	市道白石原槻ノ木線 本工事に先立ち、測量を実施する必要があるが、地権者の調査、立ち入り及び工事を行うことへの同意に不測の日数を要した。このため、測量の着手が令和3年10月、設計完了が令和4年1月となり、工事については年度を跨いでの施工が必要となる。
					2,000	R4.5.30	市道大阪1号線 本工事に先立ち、測量を実施する必要があるが、地権者の調査、立ち入り及び工事を行うことへの同意に不測の日数を要した。このため、測量の着手が令和3年10月、設計完了が令和4年1月となり、工事については年度を跨いでの施工が必要となる。
					3,000	R4.6.30	市道眞曾2号線 本工事に先立ち、測量を実施する必要があるが、地権者の調査、立ち入り及び工事を行うことへの同意に不測の日数を要した。このため、測量の着手が令和3年10月、設計完了が令和4年1月となり、工事については年度を跨いでの施工が必要となる。
					3,000	R4.6.30	半城本村触地区青線 本工事に先立ち、測量を実施する必要があるが、地権者の調査、立ち入り及び工事を行うことへの同意に不測の日数を要した。このため、測量の着手が令和3年10月、設計完了が令和4年1月となり、工事については年度を跨いでの施工が必要となる。
					2,000	R4.5.30	2級市道半城里線 本工事に先立ち、測量を実施する必要があるが、地権者の調査、立ち入り及び工事を行うことへの同意に不測の日数を要した。このため、測量の着手が令和3年10月、設計完了が令和4年1月となり、工事については年度を跨いでの施工が必要となる。
					2,000	R4.5.30	市道大屋打越1号線 本工事に先立ち、測量を実施する必要があるが、地権者の調査、立ち入り及び工事を行うことへの同意に不測の日数を要した。このため、測量の着手が令和3年10月、設計完了が令和4年1月となり、工事については年度を跨いでの施工が必要となる。
	合	計	717,200	904,662	187,462		

■下水道事業特別会計・繰越明許費（詳細） 追加

（単位：千円）

款	項	事業名	金額	完了予定	繰越理由
1 下水道事業費	2 施設整備費	下水道ストックマネジメント基本計画に基づく公共下水道施設改築・改修工事	6,017	R4.5.31	中央水処理センター除塵期更新工事 下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、国庫補助金である「社会資本整備交付金」を活用し、沓崎市が管理する公共下水道処理施設の改修工事を行うものである。本年更新予定の各機器において、新型コロナウイルス感染症のまん延による影響で半導体等の部品の調達が困難となっており、各機器の作成に相当の時間を要し、年度内に適正な工期が確保できないため。
			7,896	R4.5.31	北部中継ポンプ場汚水送水ポンプ更新工事 下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、国庫補助金である「社会資本整備交付金」を活用し、沓崎市が管理する公共下水道処理施設の改修工事を行うものである。本年更新予定の各機器において、新型コロナウイルス感染症のまん延による影響で半導体等の部品の調達が困難となっており、各機器の作成に相当の時間を要し、年度内に適正な工期が確保できないため。
			3,591	R4.5.31	北部中継ポンプ場脱臭ファン更新工事 下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、国庫補助金である「社会資本整備交付金」を活用し、沓崎市が管理する公共下水道処理施設の改修工事を行うものである。本年更新予定の各機器において、新型コロナウイルス感染症のまん延による影響で半導体等の部品の調達が困難となっており、各機器の作成に相当の時間を要し、年度内に適正な工期が確保できないため。
			2,748	R4.5.31	本町・東地区マンホールポンプ場監視通報装置更新工事 下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、国庫補助金である「社会資本整備交付金」を活用し、沓崎市が管理する公共下水道処理施設の改修工事を行うものである。本年更新予定の各機器において、新型コロナウイルス感染症のまん延による影響で半導体等の部品の調達が困難となっており、各機器の作成に相当の時間を要し、年度内に適正な工期が確保できないため。
			140	R5.3.31	未契約分 下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、国庫補助金である「社会資本整備交付金」を活用し、沓崎市が管理する公共下水道処理施設の改修工事を行うものである。本年更新予定の各機器において、新型コロナウイルス感染症のまん延による影響で半導体等の部品の調達が困難となっており、各機器の作成に相当の時間を要し、年度内に適正な工期が確保できないため。
2 漁業集落排水整備事業費	2 施設整備費	山崎地区水処理施設機能保全対策工事	14,704	R4.9.30	今年度機能保全対策工事に先立ち、対象機器の詳細設計完了後の発注予定であったが、前年度の発注業務であった機能保全計画策定完了が今年6月末となったことにより、詳細設計完了が令和4年2月末となったため、工事発注が令和4年3月末となった。そのことにより、適正な工期期間が確保できなくなったため。
合 計			35,096		

## 基 金 の 状 況 (見込み)

### ○積立基金

区 分	令和元年度末 現在高	令和2年度		令和2年度末 現在高	令和3年度(見込み)		令和3年度末 現在高見込	
		積立金	取崩額		積立金	取崩額		
財政調整基金	1,053,960	250,262	0	1,304,222	250,250	0	1,554,472	
減債基金	765,406	135	0	765,541	460,025	0	1,225,566	
一般会計分 特定目的基金	地域振興基金	131,738	25	105,900	25,863	10	25,873	
	地域福祉基金	689,270	0	2,300	686,970	0	686,970	
	老人ホーム事業施設整備基金	177,017	17	10,200	166,834	10	166,844	
	中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	40,775	
	栽培漁業振興基金	129,142	18	3,920	125,240	5	23,700	101,545
	沿岸漁業振興基金	51,148	17,989	17,985	51,152	17,990	17,985	51,157
	教育振興基金	7,004	1,000	0	8,004	1	1,000	7,005
	松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
	原の辻遺跡保存整備基金	10,742	1	4,500	6,243	1	0	6,244
	ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	合併振興基金	2,365,600	0	192,200	2,173,400	0	713,100	1,460,300
	ふるさと応援基金	512,002	308,758	276,382	544,378	500,150	421,360	623,168
	過疎地域自立促進特別事業基金	507,947	259,994	195,580	572,361	242,100	145,638	668,823
	本庁舎建設基金積立金	200,016	50,020	0	250,036	25	0	250,061
	学校施設整備基金積立金	250,043	50,052	0	300,095	70	0	300,165
	吉崎市森林環境譲与税基金	3,064	6,514	0	9,578	6,529	0	16,107
小 計	6,083,313	694,388	808,967	5,968,734	766,891	1,322,783	5,412,842	
計	7,902,679	944,785	808,967	8,038,497	1,477,166	1,322,783	8,192,880	
特別会計分	国民健康保険財政調整基金	175,705	12	45,000	130,717	5	68,979	61,743
	介護給付費準備基金	61,112	5	0	61,117	5	3,182	57,940
	農業機械銀行特別会計減価償却基金	22,347	0	9,301	13,046	1	1,000	12,047
計	259,164	17	54,301	204,880	11	73,161	131,730	
合 計	8,161,843	944,802	863,268	8,243,377	1,477,177	1,395,944	8,324,610	

### ○定額運用基金

区 分	令和元年度末 現在高	令和2年度		令和2年度末 現在高	令和3年度(見込み)		令和3年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	47,566	5,000	0	52,566	5,000	0	57,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	69,566	5,000	0	74,566	5,000	0	79,566

合計(積立基金+定額運用基金)	8,231,409	949,802	863,268	8,317,943	1,482,177	1,395,944	8,404,176
-----------------	-----------	---------	---------	-----------	-----------	-----------	-----------

## 令和4年度当初予算（案）概要

1.	各会計予算額一覧	1
2.	一般会計款別予算集計表	2~3
3.	当初予算主要事業一覧	4~50
4.	基金の状況（見込み）	51
5.	地方消費税交付金（社会保障財源化分） が充てられる社会保障施策に要する経費	52



荏岐市

## 令和4年度各岐市各会計当初予算額一覧

### ○一般会計、特別会計

(単位:千円、%)

会 計 名		令和4年度	令和3年度	増減額	増減率	
一 般 会 計		22,390,000	21,820,000	570,000	2.6	
特別会計	国民健康保険事業特別会計	事業勘定	3,645,887	3,770,649	△ 124,762	△3.3
		診療施設勘定	49,537	49,536	1	
		計	3,695,424	3,820,185	△ 124,761	△3.3
	後期高齢者医療事業特別会計		389,971	364,527	25,444	7.0
	介護保険事業特別会計	保険事業勘定	3,666,872	3,652,039	14,833	0.4
		介護サービス事業勘定	36,043	39,117	△ 3,074	△7.9
		計	3,702,915	3,691,156	11,759	0.3
	下水道事業特別会計		408,695	334,818	73,877	22.1
	三島航路事業特別会計		120,672	113,829	6,843	6.0
	農業機械銀行特別会計		105,701	102,234	3,467	3.4
合 計		8,423,378	8,426,749	△ 3,371		
一般会計、特別会計の合計		30,813,378	30,246,749	566,629	1.9	

### ○企業会計

(単位:千円、%)

会 計 名	内 訳	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
水道事業会計	収益的収入	766,002	724,277	41,725	5.8
	収益的支出	790,015	807,810	△ 17,795	△2.2
	資本的収入	205,089	142,318	62,771	44.1
	資本的支出	454,755	373,303	81,452	21.8

## 令和4年度 一般会計款別予算集計表（対前年度比較）

（歳入）

（単位：千円、％）

款	区 分	令和4年度予算額		令和3年度予算額		増減額 A-B=C	増減率 C/B×100
		A	構成比	B	構成比		
○	1 市 税	2,164,890	9.7	2,147,679	9.8	17,211	0.8
	2 地方譲与税	306,521	1.4	267,658	1.2	38,863	14.5
	3 利子割交付金	1,270	0.0	1,200	0.0	70	5.8
	4 配当割交付金	4,958	0.0	4,900	0.0	58	1.2
	5 株式等譲渡所得割交付金	1,949	0.0	1,949	0.0	0	0.0
	6 法人事業税交付金	10,220	0.0	7,210	0.0	3,010	皆増
	7 地方消費税交付金	593,649	2.6	470,598	2.2	123,051	26.1
	8 ゴルフ場利用税交付金	2,479	0.0	2,000	0.0	479	24.0
	9 環境性能割交付金	17,146	0.1	16,000	0.1	1,146	7.2
	10 地方特例交付金	12,549	0.1	16,566	0.1	△4,017	△24.2
	11 地方交付税	9,595,000	42.9	9,195,000	42.2	400,000	4.4
	12 交通安全対策特別交付金	4,594	0.0	4,500	0.0	94	2.1
○	13 分担金及び負担金	186,809	0.8	197,263	0.9	△10,454	△5.3
○	14 使用料及び手数料	422,599	1.9	415,856	1.9	6,743	1.6
	15 国庫支出金	2,497,348	11.2	2,495,135	11.4	2,213	0.1
	16 県支出金	2,064,196	9.2	1,995,595	9.2	68,601	3.4
○	17 財産収入	56,258	0.2	58,402	0.3	△2,144	△3.7
○	18 寄附金	505,101	2.3	500,001	2.3	5,100	1.0
○	19 繰入金	1,362,066	6.1	1,855,285	8.5	△493,219	△26.6
○	20 繰越金	420,000	1.9	400,000	1.8	20,000	5.0
○	21 諸収入	210,898	0.9	328,103	1.5	△117,205	△35.7
	22 市 債	1,949,500	8.7	1,439,100	6.6	510,400	35.5
	歳入合計	22,390,000	100.0	21,820,000	100.0	570,000	2.6
○	うち自主財源（○印）	5,328,621	23.8	5,902,589	27.0	△573,968	△9.7

## 令和4年度 一般会計款別予算集計表（対前年度比較）

（歳出）

（単位：千円、％）

款	区分	令和4年度予算額		令和3年度予算額		増減額 A-B=C	増減率 C/B×100
		A	構成比	B	構成比		
1	議会費	139,064	0.6	142,484	0.6	△3,420	△2.4
2	総務費	4,058,810	18.1	3,974,679	18.2	84,131	2.1
3	民生費	5,963,784	26.6	5,974,511	27.4	△10,727	△0.2
4	衛生費	2,253,430	10.1	2,157,632	9.9	95,798	4.4
5	農林水産業費	2,092,304	9.4	1,920,483	8.8	171,821	8.9
6	商工費	613,385	2.7	687,896	3.1	△74,511	△10.8
7	土木費	1,469,661	6.6	1,332,725	6.1	136,936	10.3
8	消防費	701,614	3.1	713,249	3.3	△11,635	△1.6
9	教育費	2,046,306	9.1	1,916,619	8.8	129,687	6.8
10	災害復旧費	9,090	0.1	21,108	0.1	△12,018	△56.9
11	公債費	2,983,284	13.3	2,923,920	13.4	59,364	2.0
12	諸支出金	47,268	0.2	39,694	0.2	7,574	19.1
13	予備費	12,000	0.1	15,000	0.1	△3,000	△20.0
歳出合計		22,390,000	100.0	21,820,000	100.0	570,000	2.6

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 1 一般管理費	会計任用職員（地域プロジェクトマネージャー）経費	5,249	0	0	0	0	5,249	<p>●事業の背景・目的等 地方創生の実現に向けた事業に取り組む場合、行政だけではなく、地域の人々を巻き込みつつ、必要に応じて専門的知識を有する外部人材等と連携しながら進めていくことが重要である。このような中、行政、地域、民間及び外部専門家等の考え方や発想を適切に調整し、「橋渡し」しながら現場責任者としてプロジェクトを推進する人材を「地域プロジェクトマネージャー」として任用する制度が総務省により令和3年度に創設された。</p> <p>●事業内容 地域プロジェクトマネージャー雇用 1名 地方創生の実現に向けたまちづくりの柱であるSDGsの推進プロジェクトに従事する。 ①報酬等 4,520千円 ②社会保険料等 729千円</p>	SDGs未来課  P50～53
	安全・安心なまちづくり交付金	10,740	0	0	0	10,700	40	<p>●事業の背景・目的等 地方分権時代の到来、地方財政状況の逼迫などの要因から地域運営には市民と自治体の協働が求められている中、自治公民館における安全・安心への取組が重要となっている。そのため、自主防災組織の設置及び活動、福祉保健設置及び活動の実施状況等によって交付金を交付し、市民の安全・安心の向上と地域コミュニティの活性化を図る。</p> <p>●事業内容 ・自治公民館数240、世帯数9,500 ①自主防災組織の設置及び活動 5,490千円 ・自主防災組織結成 均等割5,000円 世帯数割100円 ・取り組みやすい活動 均等割3,000円 世帯数割100円 ・要支援者把握・見守り 均等割3,000円 世帯数割100円 ②福祉保健部の設置及び活動 5,250千円 ・福祉保健部・基本的活動 均等割5,000円 世帯数割200円 ・市主催の福祉保健部研修会への参加 均等割2,000円 ・管理施設の完全禁煙化 均等割1,000円 ・健康づくり活動 均等割2,000円 世帯数割100円</p>	政策企画課  P56～57

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 1 一般管理費	まちづくり協議会費	91,965	500	1,000	0	30,500	59,965	<p>●事業の背景・目的等 地域の特性や実情に合った魅力あるまちづくりの実現に向けて、沓崎市自治基本条例に基づく、コミュニティ活動を推進するための新たな組織を設立し、地域住民の福祉の増進、連携の強化及び市とまちづくり協議会との協働によるまちづくりを推進する。</p> <p>●事業内容 まちづくり協議会費</p> <p>(主な予算内容) ①集落支援員設置業務委託 54,400千円 ②新たな地域コミュニティ準備補助金 300千円×3地区=900千円 ③まちづくり交付金 30,681千円</p>	SDGs未来課  P50~57
2 総務費 1 総務管理費 5 財産管理費	旧かたばる病院関連施設解体工事	145,968			131,300		14,668	<p>●事業の背景・目的等 公共施設個別施設計画では持続可能な公共施設マネジメントのため、老朽化している施設に関しては更新のタイミングで機能を別の施設に移転したり、すでに未利用となっている施設に関しては処分等に向け準備を進めるなど、市有施設の延べ床面積削減に向け検討を進める。現在の老朽度を鑑み未利用施設の維持管理費の縮減を図る。 旧かたばる病院があった建物の老朽化が著しいため、現在利用しているひまわり、ひまわりの家の棟を残し、すべて解体する。解体後は今後の利活用を検討する。</p> <p>●事業内容 旧かたばる病院関連施設一式 ①設計業務 ②解体工事</p>	管財課  P60~61
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	姉妹都市交流事業	2,000	0	0	0	2,000		<p>●事業の背景・目的等 本市と平成17年10月に姉妹都市を締結している長野県諏訪市との交流事業の一環として、沓崎市御柱祭を開催し、相互の交流を一層深め、地域の活性化を図る。</p> <p>●事業内容 姉妹都市である長野県諏訪市から7年に1度の天下の大祭で有名な御柱が寄贈されることに合わせて、沓崎市御柱祭を開催し、相互の交流を図る。</p>	政策企画課  P66~67

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	乗合タクシー運行業務	7,359			3,500 過疎対策 事業債	3,800 合併振興 基金 3,700 ・ 運賃収入 100	59	<p>●事業の背景・目的等 高齢者等をはじめとする地域住民の移動手段の確保に対し、地域住民自らが主体となったタクシー(コミュニティバス)を運行し、地域の活性化を図る。</p> <p>●事業内容 乗合タクシー運行業務(初山地区、箱崎地区)</p> <p>①運行業務 3,700千円(初山2,000千円、箱崎1,700千円) ②車両購入費(箱崎地区) 7人乗り 1台 ③その他(損害保険料)など</p>	総務課  P64~65
	地方バス路線維持費	78,998				78,500 合併振興 基金	498	<p>●事業の背景・目的等 自家用車の普及等により乗合バスの輸送人員が減少傾向にある中で、交通弱者の社会活動を保障するため、市内路線バス事業者に補助金を交付し、路線バスの運行維持・確保を図る。</p> <p>●事業内容 路線バス運行に伴う実質損失額に対し70%を補助</p> <p>①市の政策事業による負担 25,299千円 (75歳以上バス利用者分 4,979千円、学生定期助成 19,752千円、香岐病院接続運行分 569千円) ②実質赤字補填額 53,699千円</p>	総務課  P66~67
	離島航空路線確保対策補助金	168,163			168,100 過疎対策 事業債		63	<p>●事業の背景・目的等 オリエンタルエアブリッジ機が運航しているQ200型機は導入後20年が経過し構造寿命を迎えようとしているため、次期後継機の導入を令和4年度から進めるため、航空事業者に対し補助を行うことで現在と同様の運航体制を確保し、市民の日常生活の確保や経済活動の活性化、交流人口の拡大などを図る。</p> <p>●事業内容 次期後継機導入ソフト支援 ①パイロット及び整備士等養成費 157,329千円 ②安全整備費 10,834千円</p>	総務課  P66~67
	ふるさと応援寄附金	768,877	0	0	0	720,201 ふるさと 応援寄附 金 500,000 ・ ふるさと 応援基金 220,181 ・ 基金利子 20	48,676	<p>●事業の背景・目的等 ふるさと応援寄附金制度は、首都圏と地方の税収格差の是正を目的とし創設された。納税者へ本市のふるさと納税を推進し、地域活性化に向けた様々な政策を実施する為、財源の確保を図る。</p> <p>●事業内容 ふるさと応援寄附者へお礼の品(特産品)を贈呈する。また、お礼の品の宣伝用カタログの作成及び新たな民間ポータルサイトを増強のほか、各種PR事業を実施する。寄附金は、ふるさと応援基金に積立を行う。 ・目標額 5億円</p>	政策企画課  P62~67

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	ウルトラマラソン運営 費事業	14,871	4,000			5,000	5,871	<p>●事業の背景・目的等 本大会は全国から600名を超える参加があり、日本最大級のランニングポータルサイトであるランネットで高評価(第2位)を受けるなど、単なるスポーツイベントではなく、島全体を挙げた一大イベントとして定着していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により2年連続中止となった。 令和4年度に第5回大会を開催し、全国への知名度向上及び本市の地域経済活性化を図る。</p> <p>●事業内容 沓岐ウルトラマラソン運営事業 ・第5回大会の運営に係る経費 ・開催予定日 令和4年10月15日(土) ・種目・募集 100km：600名 / 50km：400名 ・過去実績(エントリー数) 第1回 635名 / 第2回 703名 / 第3回 728名 第4回 695名 ・離島活性化交付金対象事業費 8,000千円 補助率 国：1/2</p>	観光課  P62~67
	定住奨励事業	29,860	0	0	0	29,860	0	<p>●事業の背景・目的等 沓岐市総合計画の「U I ターンの強化」において、定住・移住を推進するため、U I ターン者に対する移住費用の負担を軽減するため、住宅取得、家賃の一部補助、引っ越し費用の補助等を行う。また、移住者等への住宅を確保し、移住者及び定住者の増加を図るため、市民の中古住宅取得費用の一部補助や空き家バンクに登録する所有者に対して改修費の一部補助を行う。</p> <p>●事業内容 定住奨励事業補助金 ①移住者住宅等支援事業 13,500千円 (新築2,500千円×3戸、中古(移住者)1,000千円×3戸、中古(市民)1,000千円×3戸) ②移住者住宅家賃支援事業 3,360千円 (7千円×12月×40戸) ③移住費用支援事業 6,000千円 (120千円×50世帯) ④中古住宅改修費用支援事業(移住者) 4,000千円 (1,000千円×3戸+加算200千円×5人) ⑤空き家バンク改修補助金(所有者) 3,000千円 (1,000千円×3戸)</p>	政策企画課  P66~67

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	成婚奨励金事業	2,000	0	0	0	0	2,000	<p>●事業の背景・目的等 結婚に対する取組及び結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくりを行う一環として、市民あがて結婚の後押し機運醸成を図る。</p> <p>●事業内容 成婚奨励金 2,000千円</p> <p>・地域少子化の大きな要因となっている未婚化・晩婚化に歯止めをかけ、市内に住所を有する未婚者の婚姻を仲立ちし、結婚を奨励した者に奨励金を交付する。</p> <p>・奨励金額 1組につき1人100千円</p>	政策企画課  P62～63
	吉岐市ふれあい交流事業	2,700	0	1,000	0	1,000	700	<p>●事業の背景・目的等 未婚化が進行することで出生数が減少し、少子高齢化と同時に人口減少も進んでいる。吉岐市内の団体が行う男女交流事業に対し補助金を交付することで、未婚者の出会いの機会を創出し成婚数増加を目指す。</p> <p>●事業内容 ①吉岐市商工会女性部が中心となり婚活を支援するマジコイ！吉岐島縁結びサポート事務局が外部専門家を招聘し結婚を希望する未婚者に対し成婚までのサポートを実施する結婚個別無料相談会等の婚活支援活動に対し支援を行う。 (国：1,000千円 市町振興共同事業助成金 1,000千円 市：500千円) ②市内団体が行う男女交流事業 100千円×2団体=200千円</p>	政策企画課  P66～67
	地方創生テレワーク推進事業	9,350	9,350				0	<p>●事業の背景・目的等 デジタル技術の活用により、地域の個性を活かしながら、地方を活性化し、持続可能な経済社会を目指す「デジタル田園都市国家構想」に基づき、大企業から加速している働き方改革、新しい働き方・暮らし方を実践する機運を捉え、本市のテレワーク受入基盤を有効活用し、地方への新たな人の流れを創出することで、「転職なき移住」を実現するとともに、あわせて地方に居ながら都市圏の仕事を獲得できる雇用の場の創出に繋げることで、地域活性化の好循環を目指す。</p> <p>●事業内容 都市圏企業の地方創生テレワークのトライアルツアーを実施し、企業やテレワーカーの関係人口化を促進する。また、ターゲットを明確化し、戦略的な情報発信を行い、より多くのテレワーカー等の誘致を実現する。</p> <p>①PRイベント及びトライアルツアー（福岡等） 4,961千円 ②地方創生テレワーク誘致のための情報発信 4,389千円</p>	SDGs未来課  P64～65



令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	Power-To-Gas実用化推進事業	32,264	31,441				823	<p>●事業の背景・目的等 離島における脱炭素化早期実現のため、再エネ導入拡大手段として水素を活用した”RE水素”の実用化実証事業を行う。RE水素システムの性能や経済性を検証し、地場産業とマッチングすることで、再エネ電力の利用に留まらず広く地域産業振興にも貢献することを目指す。</p> <p>●事業内容 RE水素システムを活用した実証試験を通年で実施することで、季節毎の気象やシステムの運転データを取得し、分析等を行い、システム効率の向上を図りつつ、維持管理の手法等も検討し、経済性の検証も行う。また、本実証事業をはじめとする本市の脱炭素の取組みについて、市民への浸透を図るための周知啓発活動にも注力し、脱炭素社会実現に向けた機運の醸成を図る。</p> <p>(主な予算内容) ・実証研究及び周知啓発等業務委託料 30,370千円</p>	SDGs未来課  P62～65
	二酸化炭素排出抑制対策事業	35,000			34,750		250	<p>●事業の背景・目的等 地域固有の再生可能エネルギー資源である洋上風力を活用して本市の脱炭素化の早期実現を図るため、長崎県の「洋上風力発電に係るゾーニング実証事業」を引き継いで、本市周辺海域での洋上風力発電導入の可能性について検討を行うとともに、漁業者等海域の先行利用者や市民との合意形成を図る。</p> <p>●事業内容 漁業者等先行利用者や市民との意見交換等を実施し、洋上風力発電に関する理解醸成を促進しつつ、合意形成を図るとともに、先行利用者等との個別調整等により、現在設定している「候補エリア」から、再エネ海域利用法上の促進区域を想定した「導入可能性エリア」を抽出する。</p> <p>・洋上風力発電導入可能性検討業務委託料 35,000千円</p>	SDGs未来課  P64～65
	国境離島振興費	57,677					57,677	<p>●事業の背景・目的等 特定有人国境離島地域の地域社会を維持するため、平成29年4月施行の有人国境離島法において、航路・航空路の運賃低廉化により島民の本土との交通手段の経済的負担を軽減し継続的な居住が可能となる環境の整備を図るため、国境離島航路航空路運賃軽減事業（負担額：国55%、県22.5%、市22.5%）を行う。</p> <p>●事業内容 国境離島航路航空路運賃軽減事業負担金 ①航路分 48,473千円 ②航空路分 8,504千円 ③三島分 700千円 ・補助率 国55%、県22.5%、各市町負担金22.5%</p>	総務課  P66～67

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	雇用機会拡充事業	300,000		250,000		50,000	0	<p>●事業の背景・目的等 特定有人国境離島地域における雇用増を伴う創業または事業拡大を行う者の事業資金の一部を支援することで、定住促進及び地域の活性化を図る。</p> <p>●事業内容 雇用機会拡充事業補助金 特定有人国境離島地域における創業・事業環境の不利性に鑑み、民間事業者が雇用増を伴う創業または事業拡大を行う場合の設備投資資金や、人件費、広告宣伝費などの運転資金を最長5年間支援する。</p>	商工振興課  P66~67
	離島輸送コスト支援事業補助金（農産物）	59,901	44,884	7,474	0	7,400	143	<p>●事業の背景・目的等 特定有人国境離島地域は本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料の輸送にかかる費用を支援する。</p> <p>●事業内容 離島輸送コスト支援事業補助金（農産物） 農産品（生鮮品全般）の移出及び肥料・資料等の移入にかかる費用に対する支援 ・補助率 国：60% 県：10% 市：10%</p>	農林課  P66~67

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 6 企画費	離島輸送コスト支援事業補助金（水産物）	67,072	50,304	8,384	0	8,300	84	<p>●事業の背景・目的等 特定有人国境離島地域は本土からの遠隔性に起因する条件不利性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図る観点から、農水産品全般（加工品以外）の出荷や原材料の輸送にかかる費用を支援する。</p> <p>●事業内容 離島輸送コスト支援事業補助金（水産物） 魚介類（生鮮、冷凍もの）の移出及び原材料（エサ等）の移入にかかる海上輸送費に対する支援（5漁協及び民間事業者） ・補助率 国：60% 県：10% 市：10%</p>	水産課  P66～67
	国境離島振興費	30,410		5,569		20,200	4,641	<p>●事業の背景・目的等 有人国境離島法の施策の一つである滞在型観光促進事業について、滞在時間を延ばす効果のある着地型観光サービスの開発や磨き上げ及び誘客促進事業の実施により地域振興を図る。</p> <p>●事業内容 ①滞在型観光割引事業負担金 ・県事業（滞在型観光促進事業）である「しま旅行商品」「企画乗船券」「行っ得クーポン券」等の誘客対策に対する市町負担金 ・誘客目標 約3.3万人 ・市負担額 20,260千円 ・補助率 国：55% / 県：22.5% /各市町負担金：22.5%(20,260千円)</p> <p>②滞在型観光魅力アップ事業 ・日本遺産ガイドの育成及び周遊コース開発 ・総事業費 2,000千円 ・補助率 国：55% / 市負担金：45%（負担額：900千円）</p> <p>③滞在型観光旅行商品造成支援事業 ・市内観光事業者（体験事業者、宿泊事業者、飲食店等。）が連携し、体験プログラムの企画・開発（個人旅行、教育旅行）を行うことに対し補助金を支援 ・総事業費 8,100千円 ・補助率 国：55% / 市負担金：45%（負担額：3,645千円）</p>	観光課  P66～67

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 7 情報管理費	総合行政ネットワーク (情報系)システム等更 新業務	185,565					185,565	<p>●事業の背景・目的等 総合行政ネットワーク(情報系)システムは、全国の自治体と相互接続する行政専用ネットワークで、安全確実な電子文書交換、電子メール、情報共有及び多様な業務支援システムの共同利用を可能にする電子自治体の基盤であり、安全かつ安定して利用するために定期的な機器の更新が必要である。</p> <p>●事業内容 ①情報系PC更新(120台)端末更新、設置、撤去、廃棄 53,889千円 ②情報ネットワークシステム及びサーバ更新、設置、撤去、廃棄 仮想インターネット環境構築、ネットワーク制御、 端末制御、不正アクセス防壁、中継機器、外部・内部 メール制御、端末管理、ソフトウェア更新用機器、 セキュリティ対策機器等 131,676千円</p>	情報管理課  P68～69
	情報セキュリティ監査 及びセキュリティポリ シーの改定業務	8,822					8,822	<p>●事業の背景・目的等 基幹系業務システム及び情報系システムの更新に伴い、個人情報等情報セキュリティ全般の取扱いについて、外部セキュリティ監査を実施し、情報漏洩防止対策を強化する必要がある。 また、併せて香崎市セキュリティポリシーの見直しを実施する。</p> <p>●事業内容 ・情報セキュリティ外部監査の実施及びセキュリティポリシー改定支援 総務省の地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン等に沿って実施する。 8,822千円</p>	情報管理課  P68～69

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 7 情報管理費	ICT推進事業費	7,602	7,602				0	<p>●事業の背景・目的等 情報発信及び住民意見の公聴強化の一環として、LINE等のSNSの活用を引き続き利用していく。また、自治体のネットワークシステムは外部からの攻撃や情報漏洩のリスクを回避するため、インターネットの接続やソフトウェアの利用が制限されている。DXを推進し、SNS等による住民サービスを提供するためのインターネット環境を整備する。</p> <p>●事業内容 ①SNS活用事業、広報等 450千円 ②SNS情報共有用インターネット環境整備 2,278千円 ③オンラインフォームサービス利用料等 2,093千円 ④端末機購入 8台 1,040千円 ⑤LINE等機能利用負担金 1,741千円</p>	情報管理課  P68～69
	情報通信設備事業継続 計画策定業務	3,850					3,850	<p>●事業の背景・目的等 国は平成12年、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法を制定し、公設光ファイバケーブル及び関連設備を整備してきたが、その維持管理に係る自治体の人材面及び財政面での負担が全国的に深刻化している。 光ファイバは新たな時代を支える通信基盤で、地域の発展に不可欠な基幹インフラとしてサービス継続が重要であり、国は、令和3年3月、公設設備の民間移行に関するガイドラインを公表した。 各岐市においてもサービスの提供を維持していくためには多額の機器更新費用が見込まれることから、今後の事業継続について検討する必要がある。</p> <p>●事業内容 各岐市ケーブルテレビ施設の今後の管理運営の方法について、国が公表した公設光ファイバケーブル及び関連施設の民間移行に関するガイドラインに沿って事業継続計画策定のための調査業務を委託する。 3,850千円</p>	情報管理課  P68～69

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 1 総務管理費 12 新型コロナウイルス感染症 対応事業費	公共交通確保対策支援 事業	20,000	20,000				0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が一段と厳しさを増している航空路及び航路事業者に対して、県及び市で支援を行い公共交通の維持・存続を図る。</p> <p>●事業内容 公共交通確保対策支援事業補助金 ①航空路 4,000千円 ②航路 12,000千円 唐津航路フェリー 4,000千円×2隻=8,000千円 博多航路フェリー 4,000千円×2隻×1/2=4,000千円 博多航路JF 2,000千円×2隻×1/2=2,000千円 ※県の支援額の1/5を2市で補助 ③陸上交通 2,000千円(20台×100千円)</p>	総務課  P72~73
2 総務費 2 徴税费 1 税務総務費	固定資産客体把握	17,969					17,969	<p>●事業の背景・目的等 課税対象である土地・家屋については、主に苓崎市統合型地理情報システムの航空写真を前回評価替え時のものと比較することにより、土地利用状況の変化、家屋の増減等の把握を行っている。また、航空写真は窓口交付や市の各種事業・施策において幅広く活用されている。</p> <p>●事業内容 3年に一度の固定資産評価替え(次回は令和6年度)を実施するにあたり、新たに航空写真の撮影を行い、システムでの確認ができるよう業務委託等を実施して、課税対象の把握を行う。</p>	税務課  P74~75

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
2 総務費 2 徴税費 1 税務総務費	標準宅地鑑定評価	13,068					13,068	<p>●事業の背景・目的等 固定資産評価基準では、宅地の評価について、地価公示による地価公示価格及び不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定価格から求められた価格等を活用することとされている。</p> <p>●事業内容 3年に一度の固定資産評価替え（次回は令和6年度）に向けて、標準宅地の令和5年1月1日の鑑定評価書等作成を委託する。</p>	税務課  P74~75
3民生費 1 社会福祉費 1 社会福祉総務費	社協事務局設置費	33,325					33,325	<p>●事業の背景・目的等 地域の人々が、住み慣れたまちで安心して生活することができるよう、社会福祉協議会の事務局設置費の一部を助成することで、多様なニーズに対応可能な体制づくりを支援する。</p> <p>●事業内容 社協事務局設置費 ・地域福祉の向上を図る吉岐市社会福祉協議会の円滑な運営を目的に、必要経費に対して補助金を交付する。</p>	市民福祉課  P90~91

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
3 民生費 1 社会福祉費 4 国民健康保険事業費	国民健康保険事業費	269,392	33,257	110,612	0		125,523	<p>●事業の背景・目的等 国保特会へ市の法定負担とされる経費を繰り出し、保険基盤を強化し、運営の健全化を図る。</p> <p>●事業内容 国民健康保険事業特別会計への繰出金 ①保険基盤安定分（保険税軽減） 125,313千円 ②保険基盤安定分（保険者努力支援） 65,515千円 ③未就学児均等割保険税分 1,000千円 ④職員給与費等分 16,428千円 ⑤出産育児一時金分 6,440千円 ⑥財政安定化支援事業分 54,696千円</p>	<p>保険課</p> <p>P98～99</p>
	直営診療施設勘定費	24,467	0	0	0	0	24,467	<p>●事業の背景・目的等 市民の健康保持増進に必要な医療を提供するため、湯本診療所における運営費不足分を補填する。</p> <p>●事業内容 直営診療施設勘定への繰出金 24,467千円</p>	<p>保険課</p> <p>P98～99</p>

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
3 民生費 1 社会福祉費 5 介護保険事業費	介護保険事業費	546,834	28,278	14,139			504,417	<p>●事業の背景・目的等 介護特会へ市の法定負担とされる経費を繰り出し、介護保険事業及び地域支援事業の経営基盤を強化し、運営の健全化を図る。</p> <p>●事業内容 介護給付費、地域支援事業費に対する法定負担分、低所得者保険料軽減負担金、保険料で賄うことができない事務費用を一般会計から介護保険特別会計に繰出金として支出する。 ①介護給付費分 414,258千円 ②地域支援事業分 41,510千円 ③介護事務費分 34,508千円 ④低所得者保険料軽減分 56,558千円</p>	保険課  P100~101
3 民生費 1 社会福祉費 7 後期高齢者医療費	後期高齢者医療費	148,077	0	98,796	0		49,281	<p>●事業の背景・目的等 後期特会へ市の法定負担とされる経費を繰り出し、保険基盤を強化し、運営の健全化を図る。</p> <p>●事業内容 後期高齢者医療事業特別会計への繰出金 ①保険基盤安定分 131,729千円 ②広域連合共通経費分 13,963千円 ③事務費分 2,385千円</p>	保険課  P104~105

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
3 民生費 2 児童福祉費 1 児童福祉総務費	処遇改善臨時特例事業	5,940	3,960	990			990	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、放課後児童支援員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施する。</p> <p>●事業内容 放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業 5,940千円</p> <p>(財源措置) 4月～9月分：国10/10 10月～3月分：国1/3、県1/3、市1/3</p>	こども家庭課  P106～107
3 民生費 2 児童福祉費 2 児童措置費	処遇改善臨時特例事業	9,396	7,047	1,174			1,175	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士・幼稚園教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施する。</p> <p>●事業内容 ①私立保育所保育士等処遇改善臨時特例事業 3,328千円 ②小規模保育施設保育士等処遇改善臨時特例事業 6,068千円</p> <p>(財源措置) 4月～9月分：国10/10 10月～3月分：国1/2、県1/4、市1/4</p>	こども家庭課  P108～109

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
3 民生費 2 児童福祉費 5 児童福祉施設費	児童福祉施設管理費	8,700					8,700	<p>●事業の背景・目的等 施設の老朽化に伴い、R4.3.31を以って用途を廃止するので施設を解体する。</p> <p>●事業内容 八幡児童館解体工事(築山含む) ①設計業務 ②解体工事 ③解体工事(築山)</p>	こども家庭課  P114~117
3 民生費 3 生活保護費 2 扶助費	扶助費	750,999	563,250 生活保護費負担金	4,347 生活保護法第73条 県費負担金		31,330 生活保護扶助費徴 収金 他	152,072	<p>●事業の背景・目的等 生活に困窮するすべての者に対して、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。</p> <p>●事業内容 生活保護費 ①生活扶助費 204,000千円、②住宅扶助費 33,650千円 ③教育扶助費 4,086千円、④介護扶助費 27,000千円 ⑤医療扶助費 471,600千円、⑥出産扶助費 840千円 ⑦生業扶助費 3,923千円、⑧葬祭扶助費 2,000千円 ⑨保護施設事務費 3,000千円、⑩就労自立給付金 500千円 ⑪就学準備給付金 400千円</p>	保護課  P118~119

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
4 衛生費 1 保険衛生費 1 保健衛生総務費	水道事業費	231,589					231,589	<p>●事業の背景・目的等 安全で良質な水の安定供給及び水道事業の経営基盤を強化するため、一般会計より繰出を行う。</p> <p>●事業内容 ①水道事業会計負担金（基準内） 131,589千円 ・起債の元利償還金 ・児童手当 ・消火栓の設置及び管理に要する経費 ②水道事業会計補助金（基準外） 100,000千円 ・維持管理費 ・建設管理費</p>	上下水道課  P122～125
	母子保健事業	26,733	1,508			21,901	3,324	<p>●事業の背景・目的等 母子保健法に基づき妊産婦および乳幼児健診、教室等により母性並びに乳幼児の健康保持および増進を図る。</p> <p>●事業内容 妊産婦健診及び乳幼児健診で健康状態や発育発達を確認し、訪問や教室、相談事業等で必要な支援を行う。乳幼児期の虫歯予防としてフッ化物洗口等の歯科事業を実施する。健診は医師会等に委託し実施をする。</p>	健康増進課  P120～125

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
4 衛生費 1 保険衛生費 1 保健衛生総務費	がん検診事業	54,979	661				54,318	<p>●事業の背景・目的等 生活習慣病の中でも、市民の医療費や死亡原因のトップであるがん対策として、検診で有効性の認められている5種類のがんに対して検診を実施し、早期発見・早期治療により医療費の適正化とがんになっても働き続けられる社会の実現をめざす。</p> <p>●事業内容 胃がん・肺がん・大腸がん・子宮頸がん・乳がんの検診を個別（医療機関）と集団（検診バス）の2方式で実施する。個別検診は沓岐医師会へ委託、集団検診は県内の検診専門機関へ委託し実施する。</p>	健康増進課  P120~123
4 衛生費 1 保健衛生費 2 予防費	一般予防対策費	82,194	594	3,562		73,906	4,132	<p>●事業の背景・目的等 予防接種法等関係法令に基づき、乳幼児期から高齢者までの感染症対策として、安全・安心な予防接種を実施する。</p> <p>●事業内容 定期予防接種、任意予防接種を実施する。また、国の方針に基づき、風しんの追加的対策を実施する。実施にあたっては、医療機関での個別接種とし、沓岐医師会へ委託する。併せて市外での接種に対応するため、長崎県広域化事業及び県外接種への助成を実施する。</p>	健康増進課  P124~125

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
4 衛生費 1 保健衛生費 2 予防費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	80,117	80,117				0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症にかかるワクチン接種について、国民への円滑な実施をするため、必要な接種体制を整備し、沓岐医師会の協力のもと円滑なワクチン接種を実施する。</p> <p>●事業内容 新型コロナウイルスワクチン接種において、前年度に引き続き、3回目接種に向けた体制確保並びに接種準備を図り、沓岐医師会協力のもと円滑な接種を実施する。</p> <p>①実施期間 【全体】令和3年12月中旬～令和4年9月予定 →うち令和4年度実施予定分</p> <p>②対象者 2回目接種を終えた全ての希望者 (2回目接種完了から概ね8か月以上経過後)</p>	健康増進課  P124～125
4 衛生費 1 保健衛生費 3 環境衛生費	海岸漂着物対策事業	58,299		52,443			5,856	<p>●事業の背景・目的等 海岸の良好な景観及び多様な生態系を保全するため、漂着物の回収処理を実施し、海岸環境の保全を図る。</p> <p>●事業内容 海岸漂着ごみの回収・運搬・処分業務委託及び啓発事業</p>	環境衛生課  P124～127

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
4 衛生費 2 清掃費 4 合併処理浄化槽設置整備費	合併処理浄化槽設置整備事業	63,090	22,765	13,658			26,667	●事業の背景・目的等 公共下水道、漁業集落排水整備事業の集合処理区域外の方に対し、し尿や生活雑排水等の適正な処理を行うため、合併処理浄化槽設置工事費の一部を助成し、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図る。  ●事業内容 合併処理浄化槽設置整備事業 ・5人槽 ……30基 ・6～7人槽 ……50基 ・8～10人槽 ……10基 ・11～20人槽 ……10基	上下水道課  P134～137
5 農林水産業費 1 農業費 1 農業委員会費	調査等タブレット導入・運用事業	2,168		1,298			870	●事業の背景・目的等 農地の出し手・受け手の意向等を効率的に把握し、関係機関と情報共有するためにタブレットを導入し、農業委員会による情報収集等の業務効率化を図る。  ●事業内容 タブレット端末の購入及び運用 20台  ①タブレット端末購入費 ②タブレット端末カバー代 ③タブレット通信費 ④タブレット端末保守補償保険料(3年間) ⑤ソフトウェア使用料(1年間)	農業委員会  P136～139

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 1 農業費 3 農業振興費	特定地域づくり事業	4,481	2,240				2,241	<p>●事業の背景・目的等 人口急減地域（過疎地域）において、事業者単位では仕事がない、一定の給与水準を確保できないなどの理由により人口流失の要因になっている。このため、地域全体の仕事を組み合わせた年間を通じた仕事を創出し、雇用した職員を組合員の事業に従事するために派遣することで、地域の担い手を確保することを目的とした労働者派遣事業を行い、島内の若者の流出を防ぐと共にUターン者の移住を促進する。</p> <p>●事業内容 沓崎市特定地域づくり事業 ・特定地域づくり事業協同組合制度を活用して、沓崎市農協を中心に農業を主体とした地域事業協同組合を設立し、職員を雇用して農業を主体に労働者派遣事業を行い、地域内の担い手の確保を図る。 8,963千円×市1/2=4,481千円 (市の負担分の内1/2は国補助)</p>	農林課  P142～143
有害鳥獣被害防止対策事業費	31,916				21,500	10,416	<p>●事業の背景・目的等 有害鳥獣から沓崎市内の生態系や農林水産業に係る被害を防止する対策として、有害鳥獣の駆除を実施する。 タイワンリスについては、沓岐地域有害鳥獣被害防止対策協議会により、専従捕獲員を設置し、市民が捕獲されたタイワンリスの受付や駆除の依頼に対処している。</p> <p>●事業内容 有害鳥獣被害防止対策事業 ①タイワンリス捕獲委託料 25,247千円 (単価：500円×40,000頭) ②イノシシ捕獲委託料 2,487千円 ③カラス捕獲委託料 2,640千円 ④シカ捕獲委託料委託料 825千円 ⑤事務費 717千円</p>	農林課  P140～143	

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 1 農業費 4 畜産業費	和牛共進会	9,075				9,000 合併振興 基金	75	<p>●事業の背景・目的等 5年に一度開催される全国和牛能力共進会（R4年度は第12回鹿児島大会）において、長崎県代表として優秀な出品牛を輩出することにより、吾岐牛を含む長崎和牛のブランド力を向上させる必要がある。JA吾岐市と連携し、全共に対する吾岐地域の機運醸成を図り、農家の生産意欲の維持・向上とさらなる所得向上へ繋げる。</p> <p>●事業内容 ①農林業振興団体等組織育成事業 5,500千円 吾岐市和牛部会（1/2補助） （内訳） 市及び県代表牛選考会、全共 3,000千円 全共出品奨励2,500千円（500千円×5頭予定） ②全共吾岐地区推進協議会負担金 2,400千円 ③事務費等（県選考会出品牛報償金、旅費等）1,175千円</p>	農林課  P144～147
5 農林水産業費 1 農業費 5 農地費	大左右地区排水路改修 （緊急自然災害防止事業）	78,198			78,100	緊急自然 災害防止 対策事業 債	98	<p>●事業の背景・目的等 本箇所は、芦辺町箱崎釘ノ尾地区と箱崎大左右地区の大型圃場を連絡している農業用排水管であり、起点は低地ため池、終点は準用河川大左右川に接続している。 既設管路（鋼製）は、経年による腐食が進行し、排水機能不全に陥っており、周辺圃場および並走する主要地方道勝本石田線、交差する2級市道大左右中山線への影響が懸念されるため、早急な排水路の改修が必要である。</p> <p>●事業内容 今回、新たに排水路を更新し民生の安定を図りたい。 工事延長 波状管L=155m 管路径φ1,100 人孔マンホール N=3箇所</p>	農林課  P148～149

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 1 農業費 5 農地費	中山間地域等直接支払交付金事業	187,996		140,011			47,985	<p>●事業の背景・目的等 過疎化・高齢化等の要因により、中山間地域が有する保健休養・景観等の多面的機能が低下しているため、耕作放棄防止と農業用施設の適正管理等に取り組む集落へ交付金を交付し、中山間地域の有する多面的機能の維持・保全を図る。 (期間)R2～R6(5期対策：5年間)</p> <p>●事業内容 中山間地域等直接支払交付金 (142組織・1,429ha)</p> <p>①10割単価 急傾斜:481ha 緩傾斜:557ha 平地:100ha</p> <p>②8割単価 急傾斜:122ha 緩傾斜:150ha 平地:19ha</p> <p>【国：1/2、県：1/4、市：1/4】</p>	農林課  P150～151
5 農林水産業費 3 水産業費 1 水産業総務費	沓岐地域栽培漁業推進協議会負担金	23,485	0	0	0	12,225	11,260	<p>●事業の背景・目的等 定着性の強い種苗等を安定かつ大量に放流し、沿岸域の水産資源の増大を図り、漁業生産の向上と漁家経営の安定を図る。</p> <p>●事業内容 沓岐地域栽培漁業推進協議会負担金 ・事業費(種苗購入費等)を5漁協と市で1/2ずつ負担 ・栽培センターの職員を協議会職員として雇用するため、人件費を市で全額負担</p>	水産課  P154～155

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 3 水産業費 1 水産業総務費	磯焼け対策協議会負担金	30,600	0	0	0	29,600	1,000	<p>●事業の背景・目的等 近年の温暖化の影響により、藻場の回復阻害要因として、植食性魚類による海藻の食害が顕著化し、藻場の形成時期や構成種が大きく変化している。これは水温の上昇により魚類の摂食活動が長期化及び活発化し、魚類の摂食圧が以前より強くなったため、海藻の生産量と魚類の摂食圧とのバランスが崩れたことが原因だと考えられている。この度、漁協、県、市が一体となり、磯焼け対策関係事業を推進するため磯焼け対策協議会を設立し、藻場の早期回復を図ることを目的とする。</p> <p>●事業内容 ・ 香岐市磯焼け対策協議会負担金 磯焼け対策推進体制の一元化を行い各漁協、県、市が一体となり磯焼け対策を推進するため、香岐市磯焼け対策協議会を設立し、各種磯焼け対策事業に取り組み藻場の早期回復を図る。</p> <p>①協議会経費 100千円 ②未使用定置を利用した罟の設置 5,500千円 ③藻場増殖ブロック作成 3,500千円 ④イスズミハンター（専従捕獲員）設置 21,500千円</p>	水産課  P154~155
5 農林水産業費 3 水産業費 2 水産業振興費	漁業用燃油対策事業	54,520	54,520	0	0	0	0	<p>●事業の背景・目的等 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、観光・飲食業等の需要が大幅に低下していることで、魚介類の需要が低下し、魚価の低迷が続く漁業者の収入が減少している。併せて、漁業用燃油が高騰しており、出漁を控える漁業者が多数いる。 このままでは漁業者の経営維持はもろちんのこと、漁協経営にも大きく影響することとなり、本市水産業の維持・存続が困難となることが予想されるため、漁業用燃油に対し補助することにより、漁業経費が軽減され、漁業者の出漁を促進し、市内漁協への水揚げの増加に繋げ、本市水産業を維持・存続させる。</p> <p>●事業内容 漁業用燃油対策事業補助金 ・ 漁業者（正組合員）が使用する漁業用燃油に対して、1リットル当たり10円の補助を実施する。 5,452,000リットル×10円=54,520千円</p>	水産課  P156~157

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 3 水産業費 2 水産業振興費	磯根資源回復促進事業	4,000	0	0	0	4,000	0	<p>●事業の背景・目的等 磯焼けは、気象状況の異変、植食性動物の食害、人間活動など変動する様々な要因が複雑に影響して引き起こされている。本事業により本市の磯焼けの大きな要因である植食性魚類(イスズミ等)の駆除を行うことで藻場を回復させるとともに、仕切り網等により藻場造成に取り組む集落や海藻類の増養殖に係るイスズミ等食害対策を行う漁業者に対して支援を行うことにより、更なる藻場の早期回復を努めるとともに宮崎産海藻類の増産に繋げ、漁業者の所得向上を図る。</p> <p>●事業内容 磯根資源回復促進事業補助金 ①イスズミ等捕獲補助 ・ 定置網等へ入網したイスズミ 150円/尾 10,000尾×150円/尾=1,500千円 ・ 駆除を目的として捕獲したイスズミ 200円/尾 3,750尾×200円/尾=750千円 ・ 定置網等へ入網したアイゴ 50円/kg 20,000kg×50円/kg=1,000千円 ②海藻の増養殖対策 ・ 1箇所×1,500千円×1/2=750千円</p>	水産課  P156~157
	離島漁業再生支援交付金	323,241	0	257,205	0	0	66,036	<p>●事業の背景・目的等 集落協定に基づく、漁場の生産力の向上に関する取組や漁業の再生に関する実践的な取組などの活動を支援する。雇用機会の拡充を図るため、新規又は事業拡大を行う者を集落が支援する場合の経費を支援する。</p> <p>●事業内容 離島漁業再生支援交付金 ①離島漁業再生支援交付金(基本交付金) 10集落 ②新規就業者特別対策事業交付金 2件 ③特定有人国境離島漁村支援交付金 28件</p>	水産課  P154~157

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 3 水産業費 2 水産業振興費	認定漁業者事業	9,000	0	0	0	9,000	0	<p>●事業の背景・目的等 一定水準以上の優良な漁業者を認定し、地域のリーダーとして漁業担い手の育成を図る。</p> <p>●事業内容 認定漁業者支援事業補助金 ・認定漁業者の機器導入等に対する助成 ①機器導入（1/2以内 350千円上限）350千円×20名 ②機関換装（1/10以内 500千円上限）500千円×4名</p>	水産課  P156~157
5 農林水産業費 3 水産業費 3 漁港管理費	芦辺港ターミナル整備事業	23,979	0	0	23,900	0	79	<p>●事業の背景・目的等 芦辺港のフェリー乗り場とジェットfoil乗り場は、ターミナルが別に設けられており利便性が悪い状況である。芦辺港ターミナルビルを整備する段階では乗り場を一元化する計画となっていたが、これまでジェットfoil接岸位置や砂置場移転の関係で実現していない。接岸位置については九州郵船（株）等と協議がなされ、平成26年度に現在の砂揚岸壁に設置する整備計画が承認されていた。今回、砂置場移転先の条件整備等が完了し、砂置場を移転することにより、導流堤、浮棧橋等の整備が進められるとともにターミナル一元化に伴う駐車場等の再編を進める。</p> <p>●事業内容 芦辺港ターミナル整備事業 ①整備検討委員会設置経費 ②ジェットfoil浮棧橋上屋根設置 設計業務 ③砂置場移転に係る補償工事（防砂フェンス撤去等）</p>	水産課  P156~159

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳					事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源				一般財源		
			国費	県費	地方債	その他			
5 農林水産業費 3 水産業費 4 漁港漁場整備費	初山漁港改修工事	62,650	0	43,050	19,600	0	0	<p>●事業の背景・目的等 市営漁港の防波堤及び岸壁等の施設を改良(防風柵、浮棧橋)することにより、就労環境の改善を図るとともに漁労作業の安全を確保する。</p> <p>●事業内容 初山漁港改修工事 ・初瀬地区改修工事 (内訳) 東突堤 L=16.8m -3.0m岸壁取付 L=9.3m ・付帯工事単独費 ・事務費</p>	水産課  P160~161
	漁港海岸事業	61,100	0	41,400	19,700	0	0	<p>●事業の背景・目的等 箱崎前浦漁港海岸の恵美須地区海岸保全施設(後川護岸)は昭和38年に整備されているが、波浪による洗掘等の損傷が確認されており、今後、施設倒壊のおそれがあるため、維持補修工事を実施することにより施設の長寿命化を図る。</p> <p>●事業内容 漁港海岸事業 ・箱崎前浦漁港海岸(恵美須地区後川護岸) 測量設計業務 一式 ・維持補修工事 L=176m ・付帯工事単独費 ・事務費</p>	水産課  P160~161

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
6 商工費 1 商工費 2 商工振興費	ふるさと就職支援事業	17,590				17,590	0	<p>●事業の背景・目的等 本市においては、市内の高卒者の約9割が島外へ進学・就職で流出している現状がある。そこで、新規高卒者や大卒者等の若年層の地元企業への就職を促進するための支援を行う。 併せて、Uターン者やIターン者についても支援の対象とし、島外からの移住、定住の促進にも繋げる。</p> <p>●事業内容 ・ふるさと就職支援事業補助金 新卒者等が市内に就職した際に企業及び本人に補助を行う。 ①企業 20千円×12月 ②就職者 新規学卒者 100千円 U I ターン者 70千円</p>	商工振興課  P164~165
	地域商社運営費等補助金	33,857	15,728				18,129	<p>●事業の背景・目的等 沓岐市内で生産された商品を、地域商社が長崎県等の関係機関と連携して営業活動を行い、販路開拓を実施し国内外に高価格で流通することによって、地域経済の浮揚と雇用拡大及び定住促進を図り、本市の活性化につなげる。</p> <p>●事業内容 ・沓岐市ふるさと商社運営費補助金 沓岐市の優れた地域特産品を掘り起こし、宣伝及び活用を行うため、「ふるさと商社」へ運営費等の補助を行う。</p>	商工振興課  P164~165

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
6 商工費 1 商工費 2 商工振興費	沓岐焼酎消費喚起事業	9,000	9,000				0	<p>●事業の背景・目的等 不要不急の外出自粛や飲食店等に対する時短営業の要請等新型コロナウイルスの影響により、沓岐焼酎の外食産業における消費と主要な島外販路が大きく落ち込んでいる。 そのような中、アフターコロナを見据え、沓岐島の特産品の一つである沓岐焼酎の販路の取戻しと、新たな販路拡大の取組みを支援する。</p> <p>●事業内容 ・沓岐焼酎消費喚起事業補助金 コロナ禍の影響により落ち込んだ沓岐焼酎の消費喚起及び、新たな顧客開拓を図るための取組みに対して補助金を交付する。</p>	商工振興課  P164~165
	物産展開催事業	9,754	9,754				0	<p>●事業の背景・目的等 東京・大阪・福岡で多くの人通りが期待できる場所（主要駅や駅周辺の商業施設等）において、アフターコロナを見据えた外貨を獲得するため、沓岐フェアを開催し沓岐島や沓岐産品の魅力を発信することで、沓岐知名度向上や誘客・移住促進につなげる。</p> <p>●事業内容 ・観光・物産プロモーション事業 東京・大阪・福岡で多くの人通りが期待できる場所（主要駅や駅周辺の商業施設等）において、沓岐フェアを開催する。</p>	商工振興課  P164~165

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
6 商工費 1 商工費 4 観光費	島外スポーツ誘致	24,554				20,000	4,554	<p>●事業の背景・目的等 島外から宿泊を伴うスポーツ合宿及び大会に参加する団体への滞在費の一部助成、また大会主催団体への大会経費の一部助成により、滞在型観光及び交流人口の拡大による地域経済活性化を図る。</p> <p>●事業内容 ①島外スポーツ団体等誘致促進助成金 ・事業費：20,000千円 ・島外からの宿泊を伴うスポーツ・文化団体(5名以上)に対する補助 ・補助額(1人当たり) 1泊：3,000円/人、2泊：5,000円/人 ・目標：5,000人</p> <p>②沓崎市スポーツ大会等開催助成事業補助金 ・事業費：3,900千円 ・島外からの宿泊を伴う大会等を主催する市内の競技団体等に対する補助 ・補助額 100千円(延べ宿泊者数：50~100人未満) 200千円(延べ宿泊者数：100~200人未満) 300千円(延べ宿泊者数：200人以上) ・目標：17大会</p>	観光課  P166~171
	沓岐行き教育旅行	30,861				30,800	61	<p>●事業の背景・目的等 本市への教育旅行で来島する学校に対し、旅費の一部助成を行い、誘致促進及び交流人口の拡大による地域経済活性化を図る。</p> <p>●事業内容 沓岐行き教育旅行推進事業 ①修学旅行等による来島校に対する補助(円/人) ・県内：小・中への補助額 小学校1泊2日：5,400円、2泊3日：6,600円、3泊4日：7,800円 中学校1泊2日：6,400円、2泊3日：7,600円、3泊4日：9,800円</p> <p>・県外：小・中・高、県内：高への補助額 博物館等見学有 1泊2日：2,700円、2泊3日：3,600円 3泊4日：4,800円 " 無 1泊2日：2,200円、2泊3日：3,100円 3泊4日：4,300円</p> <p>・R4予定校数 39校</p> <p>②【旅行者】上記を手配した旅行者に対し、送客実績に基づいた支援 ・補助額 1泊：1,000円/人、2泊：2,000円/人</p>	観光課  P170~171

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
6 商工費 1 商工費 4 観光費	3市合同スタンプラリー	1,322	550				772	<p>●事業の背景・目的等 元寇で繋がる壱岐市、松浦市、対馬市が連携し、元寇ブームを活かした施策を実施することで3市の知名度向上及び交流人口の拡大による地域経済活性化を図る。</p> <p>●事業内容 3市合同スタンプラリー事業 元寇をテーマとし、3市の文化観光施設及び福岡市の博物館等を取り入れた元寇関連史跡を巡るデジタルスタンプラリーを実施</p> <p>・3市を巡る周遊型企画 ・プロモーション 補助率 国：1/2</p>	観光課  P166～169
	壱岐焼酎を活用した観光プロモーション	5,000	2,500				2,500	<p>●事業の背景・目的等 令和4年9月の新幹線西九州ルートの開業に合わせ「佐賀・長崎デスティネーションキャンペーン」が実施されるが、本市独自の取組として、本市が誇る世界に認められた「壱岐焼酎」を活用した観光プロモーションを実施し、さらなる知名度向上及び交流人口の拡大による地域経済活性化を図る。</p> <p>●事業内容 「壱岐焼酎」を活用した観光プロモーション事業 ・酒造会社と連携し限定オリジナルボトル（7蔵）を制作 ・プロモーション 補助率 国：1/2</p>	観光課  P166～167

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
7 土木費 2 道路橋りょう費 2 道路橋りょう維持費	道路維持費（維持補修工事費）	72,700				24,465 道路占有料 4,465 ・ 合併振興基金 20,000	48,235	<p>●事業の背景・目的等 幹線道路・生活道路の維持補修に努め、機能性・利便性・快適性の向上を図り、生活に密着した安全で人にやさしい道路として整備・維持管理を行う。</p> <p>●事業内容 【郷ノ浦町管内】1級市道片原梅津線他14路線道路補修事業 【勝本町管内】市道辻2号線他8路線道路補修事業 【芦辺町管内】市道恵美須大久保線他1路線道路補修事業 【石田町管内】市道田ノ中1号線他1路線道路補修事業 ・市道区画線補修事業</p>	建設課  P174~175
7 土木費 2 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費	道路改良費（補助）	328,731	213,900		90,870 過疎対策事業債 48,700 ・ 辺地対策事業債 42,170	23,961	<p>●事業の背景・目的等 ・幹線道路の整備をすることにより、交通の安全を確保し、観光産業の振興及び地域の活性化を支援する。</p> <p>・通学路点検に基づく要対策箇所を整備し、通学路の交通安全を確保する。</p> <p>・異常が確認された道路法面構造物の補修を実施し、交通の安全を確保する。</p> <p>・橋梁長寿命化修繕計画に基づく計画的な点検及び補修を実施し、地域道路網の安全性・信頼性を確保する。</p> <p>●事業内容 ①1級市道黒崎線道路改良事業（継続） ②1級市道住吉湯ノ本線道路改良事業（継続） ③1級市道初山中央線交通安全施設整備事業（継続） ④1級市道宮ノ原久喜線交通安全施設整備事業（新規） ⑤市道筒城仲線交通安全施設整備事業（新規） ⑥1級市道片原中央線道路防災安全事業（新規） ⑦1級市道片原梅津線道路防災安全事業（新規） ⑧2級市道半城里線道路防災安全事業（新規） ⑨壱岐市橋梁長寿命化修繕計画に伴う橋梁補修事業（継続）</p>	建設課  P176~177	

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
7 土木費 2 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費	道路改良費 (単独)	6,300					6,300	<p>●事業の背景・目的等 地域住民の日常生活道路を整備することにより、交通安全の確保及び日常生活の利便性を確保する。</p> <p>●事業内容 ①市道住吉シメの元線局部改良事業 (継続) ②1級市道新郷ノ浦港線 (常盤橋) 定期点検事業 (継続)</p>	建設課  P176~177
	道路改良費 (起債)	245,200			245,200		0	<p>●事業の背景・目的等 道路整備を実施することにより、住民の生活環境の改善、安全・安心な道路環境を提供する。</p> <p>●事業内容 ①1級市道銀台線舗装補修事業 (継続) ②1級市道田ノ上線道路改良事業 (継続) ③市道藤勢1号線道路改良事業 (継続) ④1級市道住吉船橋線道路改良事業 (継続) ⑤1級市道本村神里線道路改良事業 (継続) ⑥1級市道山崎線道路改良事業 (継続) ⑦1級市道深江筒城線道路改良事業 (継続) ⑧1級市道商高国分線道路改良事業 (継続) ⑨1級市道新城諸津線道路改良事業 (継続) ⑩市道前目1号線道路改良事業 (継続) ⑪市道郡線道路改良事業 (継続) ⑫市道獅子の子坂1号線道路改良事業 (継続) ⑬市道小場2号線道路改良事業 (継続) ⑭市道水畑線道路改良事業 (継続) ⑮市道大石辻西ノ坂線道路改良事業 (継続) ⑯市道神ノ前1号線道路改良事業 (新規) ⑰1級市道町ノ先線道路改良事業 (新規) ⑱2級市道津ノ宮線道路改良事業 (新規)</p>	建設課  P176~177

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
7 土木費 2 道路橋りょう費 3 道路橋りょう新設改良費	県営事業費	14,587			13,000 公共事業 等債		1,587	●事業の背景・目的等 国道・県道等整備事業に伴う県営事業地元負担金  ●事業内容 ・国道382号 ・主要地方道郷ノ浦沼津勝本線 ・農地中間管理機構関連農地整備事業（木田地区）	建設課  P176~177
7 土木費 3 河川費 1 河川総務費	河川管理費	22,983			10,000 緊急浚渫 推進事業 債	27 使用料他	12,956	●事業の背景・目的等 河川に堆積している土砂等の浚渫を行うことで、適正な河川断面を確保し、大雨・洪水当に備え、地域住民の安全な暮らしを保護する。  ●事業内容 河川管理費 ①準用河川物部川河川浚渫事業（継続） ②普通河川原田川河川浚渫事業（継続） ③普通河川片部川河川浚渫事業（新規） ④久喜地区河川維持工事（河床整備）	建設課  P176~177
7 土木費 3 河川費 2 急傾斜崩壊対策事業費	急傾斜地崩壊対策事業費	30,631		5,000 急傾斜地 崩壊対策 事業費 補助金	23,000 緊急自然 災害防止 対策事業 債	2,500 ふるさと 応援基金	131	●事業の背景・目的等 住民の生活・財産を守るため、急傾斜地の整備を計画的に実施し、安全・安心を確保する。  ●事業内容 ①新町地区急傾斜地崩壊対策事業（継続） ②本町地区急傾斜地崩壊対策事業（新規） ③しめノ尾地区急傾斜地崩壊対策事業（新規）	建設課  P178~179

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
7 土木費 4 港湾費 1 港湾管理費	勝本漁協横公衆トイレ洋式化改修工事	2,865	0	0	2,800 過疎対策 事業債	0	65	<p>●事業の背景・目的等 勝本町漁協が観光事業として遊覧船を運行しているが、遊覧船利用者である観光客等から漁協横の公衆トイレが和式便器しかなく便器洋式化の要望が多くあるため、観光客等のニーズを考慮し洋式便器に改修(変更)する。</p> <p>●事業内容 勝本漁協横公衆トイレ洋式化改修工事 ・改修工事 一式</p>	水産課  P180~181
7 土木費 7 住宅費 1 住宅管理費	住宅リフォーム支援事業	20,000				20,000 ふるさと 応援基金	0	<p>●事業の背景・目的等 住宅の質の向上及び長寿命化を図るとともに、地域経済の活性化及び雇用の安定化を図る。</p> <p>●事業内容 ・住宅リフォーム支援事業補助金 200千円×100軒=20,000千円</p>	建設課  P184~185

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
7 土木費 7 住宅費 2 住宅建設費	住宅建設費	124,943	16,200 社会資本 整備総合 交付金		108,200		543	<p>●事業の背景・目的等 ◎岐阜市公営住宅等長寿命化計画に基づき改善事業等を実施し、老朽化した公営住宅等（ストック）の有効活用を図る。</p> <p>●事業内容 ①元居団地改修事業 ②寺頭団地改修事業 ③永田団地改修事業</p>	建設課  P184～185
8 消防費 1 消防費 2 非常備費	消防団運営費	39,475					39,475	<p>●事業の背景・目的等 ・「消防団員の処遇等の改善に関する検討会」中間報告書及び「消防団員の報酬等の基準の策定等」が総務省消防庁から示され、消防団員の処遇等の改善について令和4年4月1日から実施するよう助言がなされている。</p> <p>【内容】 ①年額報酬の額は「団員」階級の者については年額36,500円を標準とする。 ②出勤報酬の額は災害に関する出勤については、1日当たり（7時間45分）8,000円を標準とする。</p> <p>・人口減少に伴い、消防団員の加入者数も年々減少傾向にある。今回、条例定数の見直しを行い、本市の実情に合わせていく。条例定数 1,020人→940人</p> <p>●事業内容 消防団員報酬 ①団長1人×209,000円＝209,000円 ②本部副団長2人×180,000円＝360,000円 ③副団長12人×130,000円＝1,560,000円 ④分団長33人×80,000円＝2,640,000円 ⑤副分団長35人×69,000円＝2,415,000円 ⑥部長73人×46,000円＝3,358,000円 ⑦班長211人×38,000円＝8,018,000円 ⑧団員573人×36,500円＝20,914,500円 ※条例定数940人で計上 ※団員階級の報酬引き上げ（33,000円→36,500円）と条例定数見直し（1,020人→940人）</p>	消防本部  P190～191

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
8 消防費 1 消防費 3 消防施設費	消防団車両購入事業費	32,311			32,200		111	<p>●事業の背景・目的等 年数経過における故障頻度の増加に伴い、消防団活動に支障をきたすことがないよう車両を更新し消防力の充実強化を図る。購入後、消防ポンプ車（20年）、積載車（23年）で更新を検討している。令和4年度から積載車の更新台数見直し（3台→2台）、さらに積載車の車両を軽積載車（デッキバンタイプ）に変更し、1台当たりの購入価格や維持費の費用削減を図ります。</p> <p>●事業内容 公用車購入費 ①消防ポンプ自動車（3.5t未満）1台 ・勝本地区第6分団機動 ②小型動力消防ポンプ軽積載車（デッキバンタイプ）2台 ・勝本地区第5分団（大坂） ・石田地区第6分団1部</p>	消防本部  P192～193
8 消防費 1 消防費 4 防災費	屋外拡声局更新工事	13,512			11,900		1,612	<p>●事業の背景・目的等 災害発生時など一早く正確な情報を地域住民に伝達する手段として屋外拡声局が整備されているが、経年劣化により根元が腐食し放置しておくと倒壊する恐れがあるもの等を更新する必要がある。 また、天候、風向き等により聞き取り難い地域（難聴地域）においては調査し必要と認められた場合、新規に増設している。</p> <p>●事業内容 屋外拡声局更新工事 ①更新工事（2基）：老朽化した屋外拡声子局のパンザマスト（柱）を建替え更新する工事 ②増設工事（1基）：難聴地域に屋外拡声局を増設する工事</p>	危機管理課  P194～195

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
8 消防費 1 消防費 5 災害対策費	初山小学校体育館改修工事	7,800			7,800		0	<p>●事業の背景・目的等 初山地区の避難所として、当該施設を指定しているが、施設までの進入路が階段であり、高齢者等の避難に支障を来している。また、避難所を運営するにあたり車が横付けできず、必要な機材物資等の搬入に支障を来しているため、進入路を整備する。</p> <p>●事業内容 初山小学校体育館改修工事（避難所進入路確保） ①土木工事 ②建築工事 ③事務費</p>	危機管理課  P196～197
9 教育費 1 教育総務費 3 教育指導費	離島留学生ホームステイ事業	39,398	16,983	4,000		14,500	3,915	<p>●事業の背景・目的等 ・長崎県内の離島留学制度を実施する高等学校が組織している運営委員会に対し、補助金を交付する。（市の補助金に対して、国1/2、県1/4補助、交通費補助は市単独） ・沓崎市立小・中学校を受け入れる「いきっこ留学」の円滑な運営を図るため運営委員会に対し、補助金を交付する。（市の補助金に対して、国1/2補助、移住支援制度は、市単独）</p> <p>●事業内容 ①離島留学生ホームステイ費（高校生） ・ 宿舍助成金（沓岐高校） 34人 ・ バス定期補助 23人 ②いきっこ留学補助事業（小・中学生） ・ 宿舍助成金 いきっこ留学生（里親） 22人 いきっこ留学生（孫戻し） 10人 いきっこ留学生（親子） 14人 ・ 移住支援補助 2世帯</p>	教育総務課  P200～203

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
9 教育費 2 小学校費 1 学校管理費	小学校施設整備事業	57,569	9,630		44,100	3,000	839	<p>●事業の背景・目的等 安全で安心して学べる教育環境の整備充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設（校舎・体育館等）の改修等を計画的に実施する。</p> <p>●事業内容 ①設計業務 ・渡良小学校屋内運動場照明設備等改修工事設計業務 ②改修工事 ・簡城小学校校舎外壁及び屋根防水改修工事</p>	教育総務課  P204～205
9 教育費 3 中学校費 1 学校管理費	中学校施設整備事業	69,837	6,137		62,200	500	1,000	<p>●事業の背景・目的等 安全で安心して学べる教育環境の整備充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設（校舎・体育館・グラウンド等）の改修等を計画的に実施する。</p> <p>●事業内容 ①設計業務 ・郷ノ浦中学校屋内運動場屋根等改修工事設計業務 ・郷ノ浦中学校特別教室棟屋根防水等改修工事設計業務 ・勝本中学校屋内運動場照明設備等改修工事設計業務 ②改修工事 ・芦辺中学校屋内運動場外壁及び屋根等改修工事 ・郷ノ浦中学校特別教室棟屋根防水等改修工事 ・郷ノ浦中学校運動場フェンス改修工事</p>	教育総務課  P208～209

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
9 教育費 5 社会教育費 4 公民館費	沓岐文化ホール施設整備事業	97,587	44,335		53,220		32	<p>●事業の背景・目的等 施設の経年劣化により建築物の損壊及び設備に不良箇所等が多々見受けられるので計画的に改修整備を実施する。</p> <p>●事業内容 (工事内容) ①ワイヤレスマイクシステム更新工事（大ホール） ②非常時発電機設備設置工事（保管庫含む） ③高圧ケーブル改修工事（更新推進時期経過）</p>	社会教育課  P220～223
9 教育費 5 社会教育費 5 図書館費	法面更新工事	5,000					5,000	<p>●事業の背景・目的等 郷ノ浦図書館裏の法面は吹付コンクリートを施工しているが、落石や吹付コンクリートの老朽化によるクラックが多数見られるため、安全対策に落石防護柵工を施工し、安全な施設運営を図っていく。</p> <p>●事業内容 事業箇所：沓岐市郷ノ浦町本村触（郷ノ浦図書館） 全体計画：L=15.0m H=2.5m 工 法：落石防護柵工 工法概要：落石エネルギーを金網とワイヤーロープ、支柱によって吸収する。</p>	社会教育課  P224～225

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
9 教育費 5 社会教育費 6 文化財保護費	原の辻遺跡管理費	26,942				15 行政財産 使用料	26,927	<p>●事業の背景・目的等 国指定特別史跡である原の辻遺跡を中心に、沓岐全体の魅力を高め、かつ地域振興に資するために民間の活力を導入し、下記事業を展開する。</p> <p>①施設の維持管理 ②遺跡を活かしたイベントの実施（賑わいづくり） ③商品開発（沓岐のブランド化） ④情報発信（知名度の向上）</p> <p>●事業内容 ①原の辻一支国王都復元公園指定管理料(26,400千円) ・原の辻一支国王都復元公園維持管理 ・原の辻ガイダンス維持管理及び運営 ・遺跡を活かしたイベントの実施 ②原の辻ガイダンス屋根修繕(497千円)</p>	社会教育課  P226～229
9 教育費 6 保健体育費 1 保健体育総務費	総合型地域スポーツクラブ創設支援事業	1,080				1,080 スポーツ 振興くじ 助成金	0	<p>●事業の背景・目的等 総合型地域スポーツクラブは、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできる新しいタイプのスポーツクラブで、子どもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多目的）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブである。</p> <p>●事業内容 スポーツを通じた地域のコミュニティづくりを担う総合型地域スポーツクラブの育成、支援を図るため、総合型地域スポーツクラブ又はその設立準備のために設置された組織が行う事業に対し、独立行政法人日本スポーツ振興センターの実施するスポーツ振興くじ助成金事業において、沓岐市を通じて補助金の交付を行う必要がある。</p> <p>助成対象経費の限度額 下限400千円 上限1,200千円 助成割合 9/10 助成金の限度額 1,080千円 ※残りの1/10については会員の会費等で運営される。</p>	社会教育課  P232～233

令和4年度当初予算の主要事業

■ 一般会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
9 教育費 7 学校給食費 1 学校給食費	給食センター改修工事	8,324			8,300 過疎対策 事業債		24	<p>●事業の背景・目的等 令和2年度からパン食を止め米飯だけの供給になったことにより、保管場所のスペースが手狭であるため十分な作業スペースが確保できない状況である、 また、配送室・調理室・洗浄室等経年による劣化が酷く給食用コンテナの移動、職員の作業等にも支障をきたしているため、計画的に改修を行っていく必要があり、今年度は、劣化が酷い配送室から安全な作業スペースを確保するため改修工事を実施する。</p> <p>●事業内容 給食センター改修工事 ①給食センター米庫増築工事 増築面積 6㎡ ②給食センター配送室床改修工事 改修面積 297.7㎡</p>	学校給食センター  P234~235

令和4年度当初予算の主要事業

■ 国民健康保険事業特別会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
1 総務費 2 徴収費 1 賦課徴収費	ファイナンシャル・プランニング業務	660		660 特別交付金			0	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の背景・目的等 長期に渡る高額滞納者に対する納税相談において、専門性の高い金融知識や保険知識を有するファイナンシャルプランナーを活用した相談業務の導入をすることで、滞納者ごとの状況に応じたきめ細やかな的確な指導や助言を行うことが可能となり、徴収業務にあたる職員の資質の向上及び市税等の滞納繰越額の縮減を図る。</li> <li>●事業内容 ファイナンシャル・プランニング業務委託料 相談回数：年間12回</li> </ul>	保険課  P20～21
2 保険給付費 4 出産育児諸費 1 出産育児一時金	出産育児一時金	9,660				6,440 出産育児一時金繰入金	3,220	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業の背景・目的等 保険者は、被保険者の出産に対して、出産育児一時金の給付を行う。出産育児一時金の目的としては、出産等に係る妊産婦の経済的負担の軽減、少子化対策などの観点から給付されている。</li> <li>●事業内容 出産育児一時金 420千円×23人</li> </ul>	保険課  P22～23

令和4年度当初予算の主要事業

■ 後期高齢者医療事業特別会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
1 総務費 1 総務管理費 1 一般管理費	被保険者証発行・更新 業務	1,113	0	0	0	1,113	0	<p>●事業の背景・目的等 高齢者医療確保法が改正され、令和4年10月から一定以上の収入がある75歳以上の後期高齢者の医療費の窓口負担が1割から2割に引き上げられることとなったため、被保険者証の発行及び更新がなされる。</p> <p>●事業内容 被保険者証発行・更新業務</p>	<p>保険課</p> <p>P14~15</p>

令和4年度当初予算の主要事業

■ 下水道事業特別会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
1 下水道事業費 1 管理費 1 一般管理費	公共下水道地方公営企業会計法適用移行業務	11,000	0	0	11,000	0	0	<p>●事業の背景・目的等 将来に渡って持続可能な公共下水道事業の経営をするために、令和3年度から令和5年度までの3箇年をかけて地方公営企業会計法を適用することにより、経営基盤の強化と適正な使用料の検討を行うため。</p> <p>●事業内容 公共下水道地方公営企業会計法適用移行業務</p>	上下水道課  P14~15
1 下水道事業費 2 施設整備費 1 施設整備費	施設整備費（補助）	70,000	34,500	0	16,100	0	19,400	<p>●事業の背景・目的等 ストックマネジメント基本計画に基づき、計画的な改築更新を実施し維持管理コストの平準化を図る。</p> <p>●事業内容 ①汚水処理構想策定業務 ②汚水処理施設改築更新 一式</p>	上下水道課  P18~19

令和4年度当初予算の主要事業

■ 下水道事業特別会計

(単位：千円)

款・項・目	事業名	予算額	財源内訳				一般財源	事業内容	所 属 予算書 ページ
			特定財源						
			国費	県費	地方債	その他			
2 漁業集落排水整備事業費 1 管理費 1 一般管理費	漁業集落排水地方公営 企業会計法適用移行業 務	12,100	0	0	12,100	0	<p>●事業の背景・目的等 将来に渡って持続可能な漁業集落排水事業の経営をするため に、令和3年度から令和5年度までの3箇年をかけて地方公営企業会 計法を適用することにより、経営基盤の強化と適正な使用料の検 討を行うため。</p> <p>●事業内容 漁業集落排水地方公営企業会計法適用移行業務</p>	上下水道課  P20～21	
2 漁業集落排水整備事業費 2 施設整備費 1 施設整備費	施設整備費（補助）	51,000	0	24,500	12,100	14,400	<p>●事業の背景・目的等 機能保全計画に基づき、対策工事を実施し施設の長寿命化を図る とともに維持管理コストの平準化を図る。</p> <p>●事業内容 ①山崎地区水処理施設機能保全対策事業 改良工事 一式  ②瀬戸・芦辺地区機能保全工事 詳細調査設計業務委託料 一式</p>	上下水道課  P22～23	

## 基 金 の 状 況 (見込み)

### ○積立基金

(単位：千円)

区 分	令和2年度末 現在高見込	令和3年度(見込み)		令和3年度末 現在高見込	令和4年度(見込み)		令和4年度末 現在高見込	
		積立金	取崩額		積立金	取崩額		
財政調整基金	1,304,222	250,250	0	1,554,472	100	50,000	1,504,572	
減債基金	765,541	460,025	0	1,225,566	20	0	1,225,586	
一般会計分 特定目的基金	地域振興基金	25,863	10	0	25,873	1	0	25,874
	地域福祉基金	686,970	0	0	686,970	0	130,000	556,970
	老人ホーム事業施設整備基金	166,834	10	0	166,844	5	0	166,849
	中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
	栽培漁業振興基金	125,240	5	23,700	101,545	5	28,252	73,298
	沿岸漁業振興基金	51,152	17,990	17,985	51,157	18,079	18,077	51,159
	教育振興基金	8,004	1	1,000	7,005	2	300	6,707
	松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
	原の辻遺跡保存整備基金	6,243	1	0	6,244	1	0	6,245
	ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	合併振興基金	2,173,400	0	713,100	1,460,300	0	450,000	1,010,300
	ふるさと応援基金	544,378	500,150	421,360	623,168	500,020	450,000	673,188
	過疎地域自立促進特別事業基金	572,361	242,100	145,638	668,823	89,000	225,000	532,823
	本庁舎建設基金積立金	250,036	25	0	250,061	10	0	250,071
	学校施設整備基金積立金	300,095	70	0	300,165	10	0	300,175
	彦岐市森林環境譲与税基金	9,578	6,529	0	16,107	8,501	10,437	14,171
小 計	5,968,734	766,891	1,322,783	5,412,842	615,634	1,312,066	4,716,410	
計	8,038,497	1,477,166	1,322,783	8,192,880	615,754	1,362,066	7,446,568	
特別会計分	国民健康保険財政調整基金	130,717	5	68,979	61,743	5	31,798	29,950
	介護給付費準備基金	61,117	5	3,182	57,940	3	4,117	53,826
	農業機械銀行特別会計減価償却基金	13,046	1	1,000	12,047	1,001	1,000	12,048
	計	204,880	11	73,161	131,730	1,009	36,915	95,824
合 計	8,243,377	1,477,177	1,395,944	8,324,610	616,763	1,398,981	7,542,392	

### ○定額運用基金

区 分	令和2年度末 現在高見込	令和3年度(見込み)		令和3年度末 現在高見込	令和4年度(見込み)		令和4年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	52,566	5,000	0	57,566	5,000	0	62,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	74,566	5,000	0	79,566	5,000	0	84,566

合計(積立基金+定額運用基金)	8,317,943	1,482,177	1,395,944	8,404,176	621,763	1,398,981	7,626,958
-----------------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	-----------	-----------

【参考資料】

令和4年度地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	331,725 千円
（歳出）	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	4,025,879 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名		事業費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出金	市債	その他	引上げ分の地方消費税（社会保障財源化分の市町村交付金）	その他
社会福祉	障害者福祉事業	1,108,811	807,771	0	40,532	40,457	220,051
	高齢者福祉事業	82,584	0	0	29,173	8,295	45,116
	児童福祉事業	12,386	130	0	7,100	801	4,355
	母子福祉事業	1,458	937	0	0	80	441
	生活保護扶助事業	760,428	569,681	0	31,732	24,695	134,320
	小計	1,965,667	1,378,519	0	108,537	74,328	404,283
社会保険	介護保険事業	569,584	43,212	0	16,008	79,260	431,104
	国民健康保険事業	269,560	143,869	0	168	19,494	106,029
	小計	839,144	187,081	0	16,176	98,754	537,133
保健衛生	高齢者医療事業	576,932	98,796	0	22,030	70,834	385,272
	疾病予防対策事業	137,173	4,817	0	73,906	9,077	49,373
	医療提供体制確保事業	506,963	0	0	0	78,732	428,231
	小計	1,221,068	103,613	0	95,936	158,643	862,876
合計		4,025,879	1,669,213	0	220,649	331,725	1,804,292